

## 5 設置の趣旨等を記載した書類（本文）



## 目 次

第 1	設置の趣旨及び必要性	
1	愛知医科大学の沿革と看護学部看護学科及び大学院 看護学研究科看護学専攻修士課程の果たしてきた役割	1
2	大学院博士後期課程設置の趣旨と必要性	3
3	教育研究上の目的・目標及び育成する人材	6
第 2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称・定員	
1	研究科の名称及び英字表記	7
2	コースの名称及び英字表記	7
3	学位の名称及び英字表記	8
4	収容定員	8
第 3	教育課程編成の考え方及び特色	
1	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）	8
2	教育課程の概要	9
3	プレFDの実施	11
第 4	履修指導，研究指導の方法及び修了要件	
1	研究指導教員の決定	11
2	履修計画の指導	11
3	研究指導の方法	13
4	学位論文審査の方法	14
5	ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）	16
6	修了要件	17
7	学位記の授与	17
8	論文要旨等の公表	17
第 5	基礎となる修士課程と博士後期課程との関係	
1	本修士課程の特色	17
2	本修士課程の教育課程の特色	18
3	本修士課程と博士後期課程の関係	18
第 6	大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施	
1	修業年限	19

2	履修指導及び研究指導の方法	19
3	授業の実施方法	19
4	教員の負担の程度及び教員組織の整備	20
5	図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に 対する配慮，必要な職員の配置	20
6	入学者選抜の概要	20
7	必要とされる分野であること	20
8	大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの 教員組織の整備状況	21
第7	入学者選抜の概要	
1	目的	21
2	アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）	21
3	入学定員	22
4	出願資格	22
5	入学者選抜	22
第8	教員組織の編制の考え方及び特色	
1	教員組織編制の考え方	23
2	教員配置	24
3	教員育成体制	25
第9	施設・設備等の整備計画	
1	校舎等の整備	26
2	図書館の整備計画及び図書等の資料	26
第10	管理運営体制	
1	看護学研究科看護学専攻博士後期課程の管理運営体制	27
2	大学運営審議会	27
第11	自己点検・評価	
1	自己点検・評価の体制等	27
2	看護学研究科看護学専攻博士後期課程における実施 体制	27
第12	認証評価	28

第13	情報の公開	
1	情報の公開	28
2	情報提供の内容	28
第14	教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	
1	FD（ファカルティ・ディベロップメント）の概要	28
2	SD（スタッフ・ディベロップメント）の概要	29

## 第1 設置の趣旨及び必要性

### 1 愛知医科大学の沿革と看護学部看護学科及び大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の果たしてきた役割

#### (1) 愛知医科大学の沿革

愛知医科大学は、「実際に役立つ臨床医及び地域社会に貢献できる医師を養成する」ことを目的として、1972（昭和47）年に単科の医科大学として開設された。1980（昭和55）年には、大学院医学研究科を設置し、地域医療への貢献とともに医学教育の充実を図ってきた。開学10年を経て、「建学の精神」は「本学は、新時代の医学知識、技術を身につけた教養豊かな臨床医、特に時代の要請に応じて地域社会に奉仕できる医師を養成し、あわせて医療をよりよく発展向上させるための医学指導者を養成することを目的とする。」と示されている。

創設期を経て愛知医科大学は、運動療育センターの開設をはじめ、総合実験研究棟の竣工、病棟の増設により病床数の増加（1,271床）など、また、1999（平成11）年には大学本館の竣工と、診療面とともに教育・研究環境を発展させてきた。特に、救命救急医療に関しては、1979（昭和54）年に愛知県下初の「救命救急センター」を設置し、1996（平成8）年には、全国に8か所の1つとして、中部地区では本学が初となる「高度救命救急センター」としての指定を受けて、地域の高度な救命救急医療の拠点として活動してきている。加えて、2002（平成14年）には、全国で4番目となるドクターヘリが導入され、さらなる救命医療活動を強化してきた。

このように発展してきた医学部では、4,644名の卒業生を輩出し、大学病院の診療を支えながら、地域社会に貢献できる医師として活躍している。

一方、看護師の養成教育に関しては、本学開設当初の1974（昭和49）年より2年課程の高等看護学院として始まり、3年課程の看護専門学校を経て通算27年間に卒業生1,485名を輩出し大学病院の看護を支えてきた。この看護専門学校の発展的解消として、2000（平成12）年に看護学部がスタートし、2004（平成16）年には看護学研究科修士課程を開設した。

本学は、創立40周年を経て、2014（平成26）年には新病院を設立し診療面の充実を図るとともに、2017（平成29）年には、医療職を含む全教職員にとってシンプルで理解しやすく共感できる基本理念として学是「具眼考究」を制定した。「具眼」とは「正しくみる（診る・看る・見る・観る・視る）」ことを意味し、患者を全人的に把握する感性により、病気とともに病人をみることを示している。「考究」とは、具眼によって得た神髄を深く考察し、それに対して正しく対処して究めることを意味している。この学是の下に愛知医科大学は、社会から評価され選ばれる大学を目指して歩み続けている。

#### (2) 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科看護学専攻修士課程の果たしてきた役割

看護学部は開設当初より3つのコア・コンセプト（H・I・C）を明確にして教育を展開してきた。すなわち、人間尊重を基盤とした人間性（Humanity）、国内外の多様な文化と価値観を尊重する国際性（Internationality）、社会と人々の暮らしや健康を支える地域性（Community）、である。2022（令和4）年からは、社会の変化や多様な状況・場に対応できる看護実践能力を示す“Professionalism”を加えた4つのコア・コンセプトとして、教育理念を支えている（2023年度 学生便覧）。

看護学部には、2008（平成20）年に付置施設として「看護実践研究センター」【資料1】が設置され、基礎・卒後・継続教育としての体制が整い今日に至っている。

これらが果たしてきた役割は、次に示す①地域社会で活動する看護職の育成、②地域連携・支援活動、③看護職の専門性を高める教育活動の3点である。

#### ① 地域社会で活動する看護職の育成

愛知医科大学が開設以来目指している地域医療に貢献する医師の養成と同様に、看護学部も地域社会に貢献できる看護職を育成してきた。今日2022（令和4）年度までの卒業生は2,090名となり、そのうちの90%以上が愛知県下に就職している。具体的には、過去5年間では、94名/102名中、78名/90名中、92名/96名中、89名/94名中、82名/95名中であり、多いときには96%の卒業生が愛知県下の病院に就職している。そのうちの大多数が本学病院に就職しており、近年では、卒業生の66～76%が本学病院に就職するなど増加傾向を示している。

#### ② 地域連携・支援活動

看護学部のコア・コンセプトである地域性（Community）を具現化する方策でもある、看護実践研究センターの役割の1つが地域住民の健康支援である。同センターの「地域連携・支援部門」は、地域住民への健康講座、自主グループへの支援、ネットワークづくり、地域との交流などの活動を続けている【資料2】。センター開設当初より開催した防災セミナーには、毎年100名以上の多くの住民が参加した。

2019（平成31）年からは長久手市防災一斉訓練への参加、包括連携協定に基づく北名古屋市ふれあいフェスタでの看護セミナー等を開催した。また、2020（令和2）年からは、大学コンソーシアムせと「カレッジ講座」において、地域住民のニーズに根ざした講座を毎年開催しており、地域住民の健康支援を継続している。

#### ③ 看護職の専門性を高める教育活動

本学大学院看護学研究科修士課程開設以来、今日2022（令和4）年度まで修了生は論文コース118名、専門看護師〔CNS〕コースは15名、診療看護師〔NP〕コースは37名、合計170名の修了生を輩出している。2004（平成16）年に開始された論文コースに加えて、2008（平成20）年から感染症看護専門看護師〔CNS〕コースが開講され、2011（平成23）年に開講した急性・重症患者専門看護師コースが、医療状況の変化に応じて現在の診療看護師〔NP〕コースとなった。これらの修了生たちは、多彩な修士論文・課題研究に取り組み、自らの実践領域の専門性を高め、看護実践の質向上

に活かす基盤を学修している【資料3】。

看護実践研究センターのもう1つの部門である「キャリア支援部門」では、2009(平成21)年度から2016(平成28)年度まで実施していた認定看護師教育課程において、感染管理分野169名、救急看護分野105名の合計274名の認定看護師を育成してきた。また、現職にある看護職者の学修ニーズに対応して、各種のセミナー(看護倫理、救急看護、実習指導者、認知症患者ケア、看護研究支援、労働安全等)を開催し、自己研鑽の場を提供してきた。

加えて、本学大学院修了生のうちの8名が、今日の本学看護学部教員(准教授1名、講師3名、助教4名)として看護学教育に携わっていることも、専門性を高めてきた大きな成果といえる。

【資料1】愛知医科大学看護学部附属看護実践研究センター規程

【資料2】看護実践研究センター地域連携・支援部門 活動実績

【資料3】修士論文・課題研究論文一覧

## 2 大学院博士後期課程設置の趣旨と必要性

本学は、「具眼考究」の学是の下に社会から求められる医師・看護職者を養成し、地域社会に貢献するとともに、医学・看護学の発展に寄与する人材の育成を目指してきた。特に本学が担っている高度急性期医療にかかわる優秀な医療者の育成は、本学に課された大きな責務であると考えられる。

そうした中で本学看護学研究科修士課程は、設置以来170名の修了生を輩出し、修了生は実践者・管理者・教育者として活躍している。その内の8名が本学看護学部の教員になっており、3名が他大学大学院で博士号を取得しているが、未取得者の多くが教育・研究活動を継続しながら、本学の博士後期課程で学ぶことを希望している。加えて、全国でも先駆けて開始した診療看護師[NP]の養成は10周年を迎え、修了生37名の中からも本学博士後期課程開設への期待が寄せられている。すなわち、修士課程で培ってきた研究内容を更に発展、深化させることや、さらなる専門性の探求を目指して、看護学教育の総仕上げとして本学に博士後期課程を開設する。

こうした学内的な状況に加え、設置を必要とする理由は次のとおりである。

### (1) 社会的状況から見た設置の必要性

我が国は超高齢化・少子化社会といわれて久しい。厚生労働省の資料によれば、2007(平成19)年に高齢化率が21%を超えて超高齢社会になったとある。令和5年版高齢社会白書では65歳以上の人口は、総人口の29%であることを示している。また、「団塊の世代」が75歳以上になる2025年問題を目前にした今日、高齢者らの医療ニーズへの対応をはじめ、認知症高齢者や重度の要介護者の増加など、人々の保健医療福祉への需要は更に増大し、多様・複雑になることは確実である。その2025(令和7)年を目

途に、厚生労働省は高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するために、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。こうした高齢者をはじめ、人々の誕生から死へまでのあらゆる年代のあらゆる健康状態の人々を対象にする看護が、特に今日の超高齢社会という劇的に変化し続ける社会状況に対応するためには、修士課程において高められた専門性に加えて、常に新たな看護のあり方を探求し創造していく博士後期課程の設置は不可欠である。

加えて、看護は、従来の医療機関で提供される保健・医療にかかわる知識・技術だけでなく、地域社会における、保健医療福祉の諸専門職者との連携・協働が求められている。連携・協働においては、それぞれの専門性が深化すればするほど、看護の専門性・独自性も問われてくる。そのためには、修士課程で培った自らの専門性を、更に深めることが必然的に求められている。また、社会システムの構築や変革への関与の必要性など、従来の看護学教育にはなかった新たな知識・技術の必要性から、博士後期課程設置をするものである。

一方、2015（平成27）年に中央教育審議会が出した「未来を牽引する大学院教育改革～社会と共同した「知のプロフェッショナル」の育成～」によると、今日の社会を「未知の知や技術、新しい価値等の想像が成長の基盤となる知識基盤社会」としているが、これはまさに、今日の看護を取り巻く状況を示している。すなわち、世界に先駆けた超高齢社会に突入して以来、看護には「未知の知や技術、新しい価値観等」が求められているからである。また、同報告書が「医療系分野の大学院教育の在り方」において指摘するように、国民が求める質の高い医療人の養成には、国際的な動向を踏まえ修士・博士後期課程の充実が必要である。

博士後期課程においては、看護学教育をリードするアメリカ合衆国において、近年、DNPプログラムの増加傾向が顕著であり、2010年のDNPプログラム数が156であったのが2021年には394と、この10年間で倍以上になっている。NP教育をリードしている全米NP教育協会（NONFP）は、NP教育は2025年までに博士後期課程で行うことを要求している（AACN看護実践教育の博士に関する声明、2022）。

これらの指摘を具現化し、変わりゆく社会状況に対応できる高度の実践家・研究者・管理者を育成していくことが、本学に博士後期課程設置を必要とする理由である。

## (2) 看護実践・看護学の専門性の発展・深化から見た設置の必要性

看護学教育は、社会的要請とともに看護実践・看護学の実践的・学術的要請に応えるべく、今日まで急激な高等教育化を遂げている。2023（令和5）年現在で、修士課程208校、博士後期課程115校であり、修士課程のうち約半数の107校がCNS/NPコースを持っており（日本看護系大学協議会）、博士後期課程においては、PhDコースが大多数であり、DNPコースが設置されているのは2校のみである。

中央教育審議会は2005（平成17）年に「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」においては、大学院が担うべき人材養成機能を示し、修士課程においては、「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う」ことであり、博士後期課程については、「研究者として自立して研究活動を行うに足る又は専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」ことだと答申している。また、2011（平成23）年に大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会の最終報告では、看護系大学院における人材養成においては、「看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す」とし、特に、教育者、研究者養成の充実、及び看護学という学術的観点から、博士後期課程の充実はきわめて重要だと指摘している。

本学の大学院修士課程においては、この20年間に修士課程の教育を充実させ、教育者・研究者に加え、多くの高度専門職業人を育ててきた。本学において、更に研究能力と豊かな学識をもつ高度看護実践者を育成するには、博士後期課程の設置が不可欠である。博士後期課程における教育が、看護実践の質を上げ看護学の発展に寄与する人材を育成できるのである。

### (3) 西日本における博士後期課程の現状と設置の必要性

現在、本学が位置する愛知県下における大学院博士後期課程の状況では、国公立系大学3校のすべてが博士後期課程を有しているが、私立大学13校のうち大学院博士後期課程は2校においてのみ設置されている。また、日本看護系大学協議会の会員校をブロック別にみると、本学は中部ブロックに属するが、生活圏としては関西・近畿ブロックに近く、そこでは21校が大学院博士後期課程を有しているが、そのうちの10課程が大阪府と兵庫県に偏在している【資料4】。また、今日我が国におけるDNPコースは東日本の2大学においてのみ設置されており、愛知県及び関西・近畿ブロックの26の博士後期課程には、DNPコースは存在しない。

本学は、2004（平成16）年に大学院修士課程を開設以来今日まで、修士論文コース118名に加え、CNSコース15名、NPコース37名の修了生を輩出してきたが、特にCNSやNPとなった高度実践看護者たちのさらなる学びの場であるDNPコースが、近隣には存在しない。博士後期課程進学を望む人たちの多くは、教育・臨床・管理の場でそれぞれ重要な役割を担っている人たちであることから、職務の継続と学修の場として、特に、DNPコースを含む博士後期課程の設置が本学に望まれる。

#### 【資料4】西日本における看護系大学院博士後期課程設置状況

### 3 教育研究上の目的・目標及び育成する人材

#### (1) 教育研究上の目的・目標

本学が既に設置している大学院看護学研究科看護学専攻修士課程では、卓越した看護実践及び研究・教育・管理能力をもつ高度実践職業人を養成することを目的に、看護現象に根ざした人間存在の原理的・統合的・全人的理解を基盤とし、学際的・国際的な視点を加味した看護学を教授し、卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践看護者を育成するとともに、研究・教育を通して看護学の発展に寄与することを、教育理念としている。

修士課程の理念を統合的に勘案し、博士後期課程の目的と理念を次のように定める。今日の未知の知や技術、新しい価値等の創造が求められる知識基盤社会において、「専門的かつ高度な研究遂行能力を有する自立した研究者及び高度な看護実践能力と高い研究・管理能力を有する臨床現場の変革者を養成すること」を目的に、「看護学研究者として自立して研究活動を行うための高度な研究能力とその基盤となる豊かな学識を、また、看護実践の探究者としての高度な実践能力とそれを裏づける豊かな学識を培うことを通して、看護学・看護実践の発展に寄与すること」を、博士後期課程の教育理念とする（愛知医科大学大学院学則）。

この理念の下に、本学博士後期課程においては、看護学の学術的発展に貢献できる研究者・教育者となる人材を養成する「(学術)看護学博士(PhD (Doctor of Philosophy in Nursing) コース)」と、高度な看護の実践者・管理者となる人材を養成する「(実践)看護学博士(DNP (Doctor of Nursing Practice) コース)」を設置する。

両コースは、同一の博士(看護学)の学位を授与する課程であるが、異なる人材養成を目指すことから、PhD コースとDNP コースのそれぞれのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)は、次のとおりである【資料5】。

本博士後期課程では、次の要件を満たした大学院生に博士(看護学)の学位を授与する。

#### 【PhD コース】

- A 看護学の研究者として、深い学識に基づいて、先駆的な研究課題を探究する研究能力を身につけている。
- B 看護学の高い専門知識を有し、国際的・学際的な視点をもって研究を推進し、看護学の発展に寄与できる能力を身につけている。
- C 看護学の研究を継続し、研究成果を社会に発信していく看護学研究者・教育者としての能力を身につけている。

#### 【DNP コース】

- A 高度看護実践の高い知識・技能を有し、看護実践の質向上・変革を探究し続ける高度看護実践者・管理者としての能力を身につけている。
- B 看護実践の質向上・変革をもたらす実証的研究を推進するために、学際的視点を

もった創造的な研究能力を身につけている。

C 実装的研究による組織や社会の変革を可能にするために、変革を提言しリードできる能力を身につけている。

## (2) 育成する人材

PhD コースと DNP コースのそれぞれにおいて育成する人材は、次のとおりである。

### 【PhD コース】

ア 自立した専門職者として高度な研究能力を有し、グローバルかつ学際的に看護学を探究し続ける人材を育成する。

イ 看護学を探求し、看護学の学術性を深めていく能力を有した人材を育成する。

ウ 看護学研究を主導し牽引していくことのできる研究者・教育者となる人材を育成する。

### 【DNP コース】

ア 高度看護実践者として卓越した知識・技能をもち、看護実践の質向上・変革を押し進めることのできる人材を育成する。

イ 高度看護実践者として実装的研究を推進するために必要な研究能力を有する人材を育成する。

ウ 実装的研究を実現していくことのできる人材を育成する。

【資料 5】愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程 3 つのポリシー

## 第 2 研究科，専攻等の名称及び学位の名称・定員

本学は 2000（平成 12 年）に看護学部看護学科を開設し、それを基盤として 2004（平成 16）年に看護学研究科修士課程を設置した。同修士課程における修了生は 2022（令和 4）年度までに 170 名を輩出しており、特に、診療看護師 [NP] コースの修了生は 37 名であり、その入学希望者は年々増加傾向を示している。こうした本研究科における人材育成の実績を基盤として、今回博士後期課程を設置する。

なお、本課程の設置に合わせて、既存の修士課程を博士前期課程に名称変更し、前期・後期区分制の博士課程とする。

本研究科及び専攻は、看護学における教育研究を推進する教育課程であることから、本研究科，専攻の名称及び学位の名称は、国際的通用性に留意し、以下のとおりとする。

### 1 研究科の名称及び英字表記

看護学研究科：Graduate School of Nursing

### 2 コースの名称及び英字表記

PhD コース：Doctoral Program in Nursing Science

DNP コース : Doctoral Program in Nursing Practice

### 3 学位の名称及び英字表記

博士 (看護学) : Doctor of Philosophy in Nursing (PhD)

博士 (看護学) : Doctor of Nursing Practice (DNP)

### 4 収容定員

PhD コースと DNP コースとも修業年限は3年であり、入学定員は両コース合わせて4名とし、収容定員は12名である。コース別に入学定員枠を定めないのは、年度ごとの入学希望者の専攻希望を尊重するためである。

## 第3 教育課程編成の考え方及び特色

### 1 カリキュラム・ポリシー (教育課程編成方針)

本博士後期課程においては、看護学の学術性を探究する研究者・教育者を育成する PhD コースと、看護実践の質向上・変革を目指す高度実践者・管理者を育成する DNP コースがあることから、それぞれの教育目的、人材育成の目標を実現するために、以下のように教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー) を定める【資料6】。

#### 【教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)】

- a 看護学の学術的側面を学修する PhD コース、看護学の専門職的・実践的側面を学修する DNP コースを設置する。両コースはともに実践の科学である看護学の探究によって同一学位を授与されることから、その基盤は共通であると考え、「共通科目」を設定する。また、各コースの探究する側面が異なることから、それぞれのコースにおいて専門分野に対応した講義・演習を含む「専門科目」と、学位論文の研究指導を行う「研究科目」は、コースごとに別に設定する。
- b 教育研究の専門分野は、「基盤看護学分野」、「成育・療養支援看護学分野」、「包括・実践看護学分野」の3つの分野で構成する。
- c 「共通科目」においては、看護実践・看護学の学問的位置づけを学際的に探究する「看護科学哲学」、看護実践における研究の本質的意義を探究し、国際的発信に耐えうる高度な研究方法論を修得する「看護学研究方法論」を必修科目として設定する。加えて、研究のために必要な高度統計学を修得する「高等社会統計学」及び教育力を高めるための「看護教育学特論」を選択必修科目として設定する。
- d 「専門科目」においては、コース別に以下のように定める。

PhD コース : それぞれの看護学専門領域における国内外の研究動向を国際的・学際的に熟考し、自らの研究課題を見出し深化させていく能力を培うための「(各専攻領域) 看護学特論」と、自らの研究課題を探究し学位論文作成の基盤を確かにしていくための「(各専攻領域) 看護学演習」を設定する。特に、両科目においては海外文献の精読を課すとともに、本

学提携校との交流を通して、自らの研究課題を国際的視点をもって探究する。

DNP コース：看護実践の質改善や組織変革等を実現させるために必要な知識を学際的視点をもって教授する「DNP 特論Ⅰ（組織論）」、「DNP 特論Ⅱ（政策論）」と、それらを実践していくための方策を探究し、質改善や組織変革に不可欠な学際的視点を広げ、企画・実践する能力を培う「DNP 演習」を設定する。

e 学位論文の研究指導のために、コース別に以下のように「研究科目」を設定する。

PhD コース：「看護学特別研究」看護学の発展に寄与しうる研究課題を探究する研究過程を指導し、自立した高度な研究能力を培う。この過程で、国際学会参加を経験し、研究成果を国際的に発信する方法を指導する。

DNP コース：「DNP プロジェクト研究」看護実践の質向上・変革に寄与しうるプロジェクトを学際的視点に立って企画・実践し、論文としてまとめる過程を指導し、高度看護実践者としての確かな基盤となる研究能力を培う。

#### 【資料6】3つのポリシーと教育課程の対応表

## 2 教育課程の概要

本博士後期課程は、以下の図表1に示す通り、両コースに共通する「共通科目」と、コースごとの「専門科目」、「研究科目」の3つの科目群によって構成されている（図表1）。

なお、各科目は「共通科目」が先行し、次いで「専門科目」を学修し、それらを統合して学修する「研究科目」が設置されている。

図表1 教育課程の科目構成

	PhD コース	DNP コース
共通科目	必修科目：看護科学哲学	2単位（1前期）
	必修科目：看護学研究方法論	2単位（1前期）
	選択必修科目：高等社会統計学	2単位（1後期）
	選択必修科目：看護教育学特論	2単位（1後期）
専門科目	専攻領域 特論 2単位（1前期）	DNP 特論Ⅰ（組織論） 2単位（1前期）
	演習 2単位（1後期）	DNP 特論Ⅱ（政策論） 2単位（1前期）
		DNP 演習 2単位（1後期）

研究科目	看護学特別研究 8単位（1～3通年）	DNPプロジェクト研究 6単位（1～3通年）
------	-----------------------	---------------------------

それぞれの授業科目の概要は、次のとおりである

(1) 共通科目

看護学の学術的側面を探究する PhD コースと、専門職的・実践的側面を学修する DNP コースに共通する基盤である、「看護科学哲学」と「看護学研究方法論」を必修科目に、また、「高等社会統計学」「看護教育学特論」を選択必修科目として共通科目に設定している。

① 看護科学哲学（2単位，1年前期，必修）

哲学史・学問史における看護学の思想史の変遷を探究し、看護学の学問的基盤を究明するとともに、看護実践・看護学の展望を教授・探究する。また、学生自らが探究する課題が、いかなる実践的・学問的位置づけにあるかを探究する。

② 看護学研究方法論（2単位，1年前期，必修）

看護学研究における近年の新たな研究方法を教授・探求する。また、学生各自の修士論文等を相互にクリティークすることを通して研究方法の理解を深めるとともに、各自の研究課題に関連した国内外の文献の精読を通して、博士論文作成に必要な知識・技術・思考方法を修得する。

③ 高等社会統計学（2単位，1年後期，選択必修）

看護研究に必要な多変量解析についての理解を深めるために、統計学の基礎から応用までを学修し、博士論文作成に適応できる能力を涵養する。

④ 看護教育学特論（2単位，1年後期，選択必修）

教育実践の基礎理論を探究するとともに、看護学教育の変遷と展望を考察することを通して、自らの教育能力を涵養する。

(2) 専門科目

本博士後期課程では、専門分野は「基盤看護学分野」、「成育・療養支援看護学分野」、「包括・実践看護学分野」の3つの分野で構成されている。各分野の専攻領域と専門科目を図表2に示す。

図表2 看護学分野・専攻領域・専門科目

看護学分野	専攻領域	専門科目
基盤看護学分野	基礎看護学	基礎看護学特論・演習
	精神看護学	精神看護学特論・演習

	感染看護学	感染看護学特論・演習
成育・療養支援看護学分野	母子看護学	母子看護学特論・演習
	成人看護学	成人看護学特論・演習
	老年看護学	老年看護学特論・演習
包括・実践看護学分野	地域看護学	地域看護学特論・演習
	在宅看護学	在宅看護学特論・演習
	高度実践看護学	高度実践看護学特論・演習

専門科目については、PhD コースと DNP コースはそれぞれ別に設定している。

**PhD コース**：学生が専攻する各看護学領域の「特論」（2 単位，1 年前期，必修）においては，研究動向を把握するとともに，学生各自の研究課題に関する国内外の文献を検討し，研究課題を明確にしていく。「演習」（2 単位，1 年後期，必修）においては，学生の研究課題を具体的に展開するための基盤となる方法論を明確にし，先行研究を批判的に吟味することを通して，研究計画を確定する。

**DNP コース**：学生が専攻する領域に共通して，実践の質向上・組織変革に必要な知識を教授する「DNP 特論 I（組織論）」（2 単位，1 年前期，必修）及び「DNP 特論 II（政策論）」（2 単位，1 年前期，必修）を設定し，そこで得られた知識に基づいて学生自らが設定する課題を探求するために，「DNP 演習（2 単位，1 年後期，必修）」を設定している。

### (3) 研究科目

研究科目についても，PhD コースと DNP コースはそれぞれ別に設定している。

**PhD コース**：「看護学特別研究」（8 単位，1～3 通年，必修）では，学生が専攻する看護学領域における自らの課題の研究動向に精通し，自立して課題を探求し学位論文を完成させるまでの過程を指導する。

**DNP コース**：「DNP プロジェクト研究」（6 単位，1～3 通年，必修）では，実践の質向上あるいは組織変革を目指す学生自らの「プロジェクト」を明確にし，企画・実践・評価の過程を自立して遂行ことを支援するとともに，学位論文として完成させるまでの過程を指導する。

## 3 プレFDの実施

将来教育者として，自らが修めた学識や技術を教授する可能性が高いことから，学生に対して，必要な能力を培うための機会（プレFD）を企画・開催し，所属教員や看護学分野における学識経験者等からの情報提供を受けることで能力開発機会の提供に努める。

なお，具体的には新任教員研修等に参加する。

## 第4 履修指導，研究指導の方法及び修了要件

## 1 研究指導教員の決定

学生は、出願前に研究指導を志望する専攻領域の教員と面談し、研究指導教員の合意を得て出願しなければならない。

入学後、研究指導教員は、研究過程全般において指導に当たるとともに、学生の希望に基づいて副研究指導教員2名を指名し、研究科委員会において決定される（愛知医科大学大学院看護学研究科委員会規程）。

複数指導体制において、副研究指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導又は研究指導を補佐する。また、副研究指導教員は、学生の研究計画、学位論文の作成に関して研究指導教員とは別の視点から意見を述べ、学生の研究と論文の論理性を高める。

## 2 履修計画の指導

指導教員は、学生が共通科目、専門科目を系統的かつ計画的に履修できるように個別に指導・助言する。その際、修了後の進路も考慮しながら、学生の経験・適性・能力等を十分に査定し、個別性に応じた履修指導・研究指導を行う。

### (1) 取得すべき単位

本博士後期課程の学生が修了認定を受けるために取得すべき単位を18単位とする。各コース別の内訳は、以下のとおりである。

PhD コース：【共通科目】の必修2科目4単位と選択必修科目2科目から1科目2単位、【専門科目】の必修2科目4単位、【研究科目】の必修1科目8単位を取得する。

DNP コース：【共通科目】の必修2科目4単位と選択必修科目2科目から1科目2単位、【専門科目】の必修3科目6単位、【研究科目】の必修1科目6単位を取得する。

### (2) 履修モデル

本博士後期課程で入学する学生の多くは、職業生活と両立しながら進学する者であることを想定して長期履修制度を導入する。各コースの標準年限3年モデル又は長期履修4年モデルを示す【資料7-1、7-2】。

【資料7-1】 PhD コース 履修モデル：標準3年モデル・長期履修4年モデル

【資料7-2】 DNP コース 履修モデル：標準3年モデル・長期履修4年モデル

### (3) 履修ガイダンス

事前相談や入学時オリエンテーションにおいて、履修モデルを提示し、学生の研究に直接関係する授業科目や専門科目の授業科目について説明し、個々の学生の研究課題に生かすことのできる授業科目の履修を指導・助言する。

### (4) 修学支援体制

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導教員が行うとともに、学務委員会が支援体制を後援する。また、教員はオフィスアワー、メールアドレスなどの開示をし、ICTを利用したOnline指導など、学生がいつでも指導を受けられるような環境を整える。

(5) 社会人のための配慮

学習意欲のある看護教員や看護職者が現職のまま修学できるように、昼夜開講授業や、土・日・祝日を利用した集中授業、あるいはOnlineを積極的に活用した授業などを取り入れる。また、履修モデルを参考にしながら、授業科目は前期・後期を2～4科目の履修とし、勤務に支障のない範囲で学修計画を立てる。学生数が少ないことから、学生らの勤務状況に応じて、授業日や研究指導日を科目担当教員と調整することも可能とする【資料8】。

【資料8】令和7年度博士後期課程（PhDコース・DNPコース）授業時間割（案）

### 3 研究指導の方法

(1) 研究指導の体制

研究指導教員は、研究課題・研究方法を決定し、PhDコースにおいては、データ収集・分析・結果を、DNPコースにおいてはプロジェクトの計画・実施・評価を経て、考察・結論の論述までの全過程を直接指導する。研究指導教員及び副研究指導教員は、十分に連携をとり学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。

また、研究指導教員及び副指導教員による複数指導体制に加えて、研究科教員及び大学院生の参加による研究計画発表会及び中間発表会での発表とディスカッションを通して、研究指導教員及び副指導教員以外の教員から助言・指導を受けられる機会を設け、共同で指導にあたる体制を整える。

(2) 研究指導の進め方

研究指導教員・副指導教員が決定してからは、各コースにおいて、以下のように指導を進める【資料9-1, 9-2】。

【PhDコース】

① 研究課題の設定と研究計画書の作成指導

研究指導教員は、第1学年に履修する演習科目の中で、各学生が研究課題を決定し、研究デザイン、方法等、研究計画が立案・作成できるように指導する。

② 研究計画発表会（第1学年1月）

本学内の大学院担当教員、大学院生の参加のもとで研究計画を発表し、指導教員以外からも助言・指導を受け、研究計画書の完成度を高める。

③ 研究計画書審査

研究科委員会で指名された審査委員3名によって、研究計画書を審査・承認する。

- ④ 倫理委員会の審査（第1学年3月まで）  
学生は申請書類を作成し、研究計画書とともに本学部倫理委員会に提出し倫理審査を受ける【資料10】。
- ⑤ 研究の遂行  
倫理審査の結果を受けて、研究指導教員の指導・助言を受けながら、研究計画書に沿った研究活動を展開する。
- ⑥ 中間発表会（第2学年2～3月）  
本学内・外の大学院担当教員、大学院生等の参加のもとで中間発表会を開催し、研究指導教員以外の学内・外の教員から助言・指導を受ける。  
なお、第2学年3月までには、研究指導教員は、学術誌等への投稿論文の作成を指導する。
- ⑦ 本論文作成指導  
指導教員・副指導教員の指導の下、研究論文を完成させる。
- 【DNP コース】**
- ① プロジェクト研究の課題設定とプロジェクト計画書の作成指導  
研究指導教員は、第1学年に履修するDNP特論・演習を学修する中で、各学生がプロジェクトの課題を決定し、研究デザイン、方法等の計画を立案・作成できるように指導する。
- ② プロジェクト計画発表会（第1学年1月）  
本学内の大学院担当教員、大学院生の参加のもとでプロジェクトの計画を発表し、指導教員以外からも助言・指導を受け、プロジェクト計画書の完成度を高める。
- ③ プロジェクト計画書審査  
研究科委員会で指名された審査委員3名によって、プロジェクト計画書を審査・承認する。
- ④ 倫理審査（第1学年3月まで）  
学生は申請書類を作成し、プロジェクト研究計画書とともに本学部倫理委員会に提出し倫理審査を受ける。また、学生は必要に応じて、プロジェクトを実施する施設での倫理審査を受ける【資料10】。
- ⑤ プロジェクトの実施・評価  
倫理審査の結果を受けて、研究指導教員の指導・助言を受けながら、プロジェクト計画を実践し評価する。
- ⑥ 中間発表会（第2学年2～3月）  
本学内・外の大学院担当教員、プロジェクト実施機関関係者、大学院生等の参加のもとで中間発表会を公開で開催し、研究指導教員以外の教員及びプロジェクト実施機関関係者から助言・指導を受ける。

⑦ 本論文作成指導

指導教員・副指導教員の指導の下，プロジェクト研究論文を完成させる。

【資料9—1】履修指導及び研究指導の方法・スケジュール（PhD コース）

【資料9—2】履修指導及び研究指導の方法・スケジュール（DNP コース）

【資料10】愛知医科大学看護学部倫理審査実施等規程

#### 4 学位論文審査の方法

(1) 論文審査委員会の設置

研究科委員会において，論文審査委員会を設置する。委員会の構成は，研究指導教員を含む看護学研究科教員3名とし，主査1名，副査2名とする。なお，研究指導教員は，主査になることはできない。また，研究科委員会が必要と認めた場合は，学外から審査委員を1名追加することができる。

(2) 審査の要件

博士論文の審査を受けようとするものは，博士後期課程に3年以上在籍し，所定の18単位以上を修得し，下記の要件を満たしていなければならない。

PhD コース：副論文として，博士論文に関係した内容を，査読付き学術専門誌に単独又は筆頭著者として原著論文1編以上掲載又は受理されていること。

DNP コース：副論文として，博士論文に関係した内容を，査読付き学術専門誌に単独又は筆頭著者として1編以上掲載又は受理されていること。

(3) 予備審査（第3学年11月）

予備審査は，提出された論文について質疑応答による口述審査とする。審査委員は博士論文審査基準により審査を行い，加筆・修正の必要な内容を学生に指摘する。審査委員会は，論文が学位論文として審査に値するか否かを判定し，その結果を研究科委員会に諮り承認を得る。

(4) 本審査（第3学年1～2月）

予備審査と同一メンバーで構成された審査委員会は，予備審査の指摘内容が十分に吟味されていることを確認し，博士論文審査基準に基づき本審査を行う。

(5) 公開論文発表会と最終試験（第3学年2月）

本審査終了後，公開論文発表会を開催する。本発表会は，各学生のプレゼンテーションと質疑応答により構成され，本学研究科教員をはじめ博士前期・後期課程の学生及び広く学外の研究者・実践家に公開する。本発表会後に，審査委員会は，博士論文を中心として，広くこれに関連した科目について口頭試問による最終試験を実施する。

(6) 研究科委員会による合否判定（第3学年3月）

論文審査委員会は，論文審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告し，研究科委員会において合否判定を行う。合否判定は，研究科委員会の構成員の3分の2以上

の出席により成立し、出席する構成員の3分の2以上の合意をもって決定する。

#### 〈学位論文審査基準〉

博士論文としての学術的価値、実践的有用性及び倫理的観点から、各コース別に、以下の審査基準をもって判定する。

##### 【PhD コース】

- ア 看護学の発展に寄与する研究である。
- イ 倫理的配慮が適切になされている。
- ウ 独創性、発展性を有する研究である。
- エ 研究課題が適切であり、研究目的が明確である。
- オ 国内外の文献検討が十分に行われ、研究の重要性が明確である。
- カ 研究の意義が認められる。
- キ 必要なデータが十分に収集されている。
- ク データが適切に分析されている。
- ケ 研究課題と研究目的を受けた結果が十分に考察されている。
- コ 全体的に論旨が明確であり、一貫性・論理性がある。

##### 【DNP コース】

- ア 看護実践の発展に寄与するプロジェクト研究である。
- イ 倫理的配慮が適切になされている。
- ウ 独創性、発展性、実効性を有する研究である。
- エ 研究課題が適切であり、研究目的が明確である。
- オ 文献検討が十分に行われ、研究の重要性が明確である。
- カ プロジェクトの意義が認められる。
- キ 必要なデータが十分に収集されている。
- ク データが適切に分析されている。
- ケ 研究課題と研究目的に応じたプロジェクトの結果を、適切に評価している。
- コ 全体的に論旨が明確であり、一貫性・論理性がある。

## 5 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

本博士後期課程の PhD コースと DNP コースのそれぞれのディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、以下のとおりである。

本博士後期課程では、所定の期間在籍し、所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し博士（看護学）の学位を授与する【資料5】。

本博士後期課程では、次の要件を満たした大学院生に博士（看護学）の学位を授与する。

##### 【PhD コース】

- A 看護学の研究者として、深い学識に基づいて、先駆的な研究課題を探究する研究能力を身につけている。
- B 看護学の高い専門知識を有し、国際的・学際的な視点をもって研究を推進し、看護学の発展に寄与できる能力を身につけている。
- C 看護学の研究を継続し、研究成果を社会に発信していく看護学研究者・教育者としての能力を身につけている。

【DNP コース】

- A 高度看護実践の高い知識・技能を有し、看護実践の質向上・変革を探究し続ける高度看護実践者・管理者としての能力を身につけている。
- B 看護実践の質向上・変革をもたらす実装的研究を推進するために、学際的視点をもった創造的な研究能力を身につけている。
- C 実装的研究による組織や社会の変革を可能にするために、変革を提言しリードできる能力を身につけている。

【資料 5】<再掲>愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程 3 つのポリシー

## 6 修了要件

修了要件は、本博士後期課程に 3 年以上在籍し、所定の単位（18 単位以上）を取得するとともに、必要な研究指導の下、研究計画審査及び研究倫理審査を経て、論文審査及び最終試験に合格する必要がある。

## 7 学位記の授与

論文審査及び最終試験に合格し、研究科委員会が学位授与を承認した場合、その結果を学長に報告する。学長は報告に基づき、「愛知医科大学学位規程」【資料 11】に定めたとおり、博士（看護学）の学位を授与する。

【資料 11】愛知医科大学学位規程（案）

## 8 論文要旨等の公表

博士の学位を授与された者は、本学学位規程に従い、論文要旨については、「当該学位を授与した日から 3 月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。」また、学位論文については、「当該学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。」ただし、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を受けて、本学が指定するインターネットの利用によって、「当該学位論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。」。

## 第5 基礎となる修士課程と博士後期課程との関係

### 1 本修士課程の特色

本修士課程では、高度専門職業人にふさわしい看護実践者を育成するために、教育理念を次のように掲げている。「看護現象に根ざした人間存在の原理的・統合的・全人的理解を基盤として、学際的・国際的な視点を加味した看護学を教授し、卓越した看護実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践看護者を育成するとともに、研究・教育を通して看護学の発展に寄与する」。これらを具体的に、育成する人材像として以下のように示している。

- ア 高度な知識・技術と卓越した実践能力を持つ高度専門職業人を育成する。
- イ 看護の質向上に寄与する研究・教育・管理能力を持つ高度専門職業人を育成する。
- ウ 国際的な視野を持って、看護・看護学を探求しつづける人材を育成する。
- エ 看護学の学問的発展に寄与できる研究者・教育者を育成する。

これらの人材育成のために、本修士課程では、修士論文コースからスタートし、更に高度実践看護師コースが加わっている。高度実践看護師コースには、専門看護師 [CNS] コースと診療看護師 [NP] コースがあり、それぞれの育成する人材は、以下のとおりである。専門看護師 [CNS] コースでは、「医療介護福祉施設や地域において、学際的・国際的視点を持ちながら、感染看護分野における看護及び感染管理を実践するとともに、課題解決と看護の質向上を推進できる人材の育成を目指している」。また、診療看護師 [NP] コースでは、「クリティカルケア・プライマリケア領域において、患者の QOL 向上のために医師や多職種と連携・協働し、倫理的かつ科学的根拠に基づき高度な看護実践及び、診療を自律して行うことのできる診療看護師 [NP] を育成する」ことを目標としている。

このように、本修士課程においては、高度専門職業人にふさわしい看護実践者の育成に力を入れてきたが、特に、高度実践看護師の養成が開始されてからは、診療看護師 [NP] コースの志願者が増加傾向を示している(全修了生 170 名の内、NP コース修了生は 37 名)という特色がある。

### 2 本修士課程の教育課程の特色

本修士課程では、基礎看護学分野(看護管理学)、母子看護学分野(母性看護学)、成人・老年看護学分野(慢性看護学)、精神・在宅・地域看護学分野(精神看護学、在宅看護学、地域看護学)、高度実践看護学分野(感染看護学、臨床実践看護学)の5分野8領域を設置している。今日、修士論文コースを担当しているのが、基礎看護学分野、母子看護学分野、成人・老年看護学分野、精神・在宅・地域看護学分野であり、その教育課程は、共通科目と専門科目から成り立っている。そして、高度実践看護学分野では、感染専門看護師 [CNS] を養成するために、専門看護師教育課程基準に基づいた共通科目、専門科目、実習科目、課題研究で構成されている。また、診療看護師 [NP] を養成するために、診療看

護師 [NP] 養成教育課程に基づいた共通科目，専門科目（実習，課題研究を含む）で構成されている。尚，コースは違っても，看護学の原理や研究的視点を培うことに基盤をおく共通科目は，全コースで同一の科目を履修する。

### 3 本修士課程と博士後期課程の関係

本修士課程は，前述のように5分野8領域で構成されている。これらは，設置の時期が異なることから，積み上げ式に分野名を命名してきたが，今回博士後期課程開設に向けて，看護実践の高度化や看護学の発展を見据え，修士課程を博士前期課程と変更することと合わせて考え，博士後期課程は，基盤看護学分野（基礎看護学，精神看護学，感染看護学），成育・療養支援看護学分野（母子看護学，成人看護学，老年看護学），包括・実践看護学分野（地域看護学，在宅看護学，高度実践看護学）の3分野9領域として専門性が明示しやすい構成とする【資料12】。すなわち，基盤看護学分野とは，看護実践・看護学にとっての基盤となる分野であり，成育・療養支援看護学分野は，人間の成長発達による健康課題や療養に関わる分野であり，包括・実践看護学分野とは，看護実践の包括的かつ高度な発展を目指す看護学領域である。それゆえ，どの分野・領域においても，PhDコース・DNPコースを担当・教授できる構成である。

【資料12】 修士課程と博士後期課程の関係

## 第6 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

本博士後期課程は，「大学院設置基準第14条（教育方法の特例）」及び「愛知医科大学大学院学則第5条の2（長期にわたる教育課程の履修）」に基づいて，長期履修制度を導入して，社会人が就業を継続しながら大学院において学修するための教育的配慮を行う。特に，本課程は，看護学という学問的には発展途上にある研究科の後期課程であることから，志願者の大多数が社会人であることが想定されている。それゆえ，長期履修制度は必須であると考える【資料13】。

### 1 修業年限

本博士後期課程の標準修業年限は3年であり，最大在籍可能年限は6年とする。ただし，長期履修制度の導入により，4年とすることができる。

【資料13】 愛知医科大学大学院看護学研究科長期履修制度規程（案）

### 2 履修指導及び研究指導の方法

本博士後期課程を修了するためには，学位論文を含めて18単位以上を修得する必要がある。研究指導教員は，面談やOnlineを活用し履修に関する指導助言を行う。研究指導

についても同様に、副研究指導教員と共に随時相談に応じながら、必要な指導を適時適切に行う。

### 3 授業の実施方法

授業時間割の編成は、原則として次の時間帯に組む。

平日（月～金）	6限 18:00～19:30	7限 19:40～21:10	
土・日・祝日	1限 9:00～10:30	2限 10:40～12:10	3限 13:00～14:30
	4限 14:40～16:10	5限 16:20～17:50	6限 18:00～19:30

- ・ 上記時間帯に応じ、一定期間の集中授業を開講する。
- ・ PhD コースの「看護学特別研究」及びDNP コースの「DNP プロジェクト研究」は、大学院生と研究指導教員の合意のもとに、学生に配慮した時間を設定し運用する。

### 4 教員の負担の程度及び教員組織の整備

博士後期課程の授業は、原則として平日夜間、及び土・日・祝日を利用した集中授業が多くなる。その際は、夜間の授業においては、翌日の午前中の勤務時間を、また、土・日・祝日の集中授業後の翌日の勤務時間を調整する等、大学院教育に関わる教員の負担減を図る。なお、本課程の専任教員 22 名のうち、学部教育を兼任する教員は 18 名であり、4 名は大学院（博士後期課程）の専任である。この専任教員が、原則として、修士課程、博士後期課程とも共通科目である看護理論・研究に関する科目を担当することで、兼任する教員の負担を軽減する。また、学部と兼任する教員については、多大な時間を費やす実習指導については非常勤実習指導教員を採用するなどして、負担の軽減に努める。

### 5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学では、総務部の下、図書館部門、ICT 支援部門及び情報基盤部門で構成される総合学術情報センターが設置されており、学生や教員の教育・研究をサポートしている。図書館は、平日 8 時 30 分～22 時、土・日・祝日 10 時～18 時 30 分に開館し、社会人学生が利用しやすい体制が整っている。また、大学院生専用の研究室（自習室）は、24 時間自由に利用でき、その他共用施設として、「国際交流センター」「運動療育センター」「保健管理センター」「学生相談室」や学内飲食施設（食堂、自動販売機）も利用できる。原則として、授業が開講されている時間帯には事務職員を配置し、事務を円滑に進め、各種手続き処理等を迅速に行う。

### 6 入学者選抜の概要

入学者選抜については、「第 7 入学者選抜の概要」で記載するとおりである。本博士後期課程における長期履修希望者に対して、特別な入学者選抜の実施は予定していない。

## 7 必要とされる分野であること

既設の修士課程では、入学してくる学生のほとんどが社会人であり、修了後は、そのまま在職中の職場に戻り実務についている。特に、博士後期課程に入学を希望する者の多くは、看護系大学・看護専門学校の教員や、医療福祉施設等の熟練実践家や管理者などの専門職業人であることが予測される。また、「学生確保の見通し等を記載した書類」に記したとおり、本学が実施した入学ニーズアンケート調査、採用ニーズアンケート調査において、現職の看護職者や看護系教員から、本課程開設に対する大きな支持と期待を得ている。これらの状況から、本課程の研究対象である看護学分野は、博士後期課程で学びたい社会人にとって必要とされている分野であるといえる。

## 8 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本博士後期課程では、専任教員 21 名のうち、既存の学部を担当する教員 17 名に加えて、博士後期課程を開設するにあたり、卓越した大学院での教育経験あるいは大学院博士後期課程での教育経験、研究業績のある教員を新たに招聘し、その専任教員 4 名には、大学院課程のみを担当するように配置している。この 4 名が大学院での教育研究に専念できることから、夜間及び週末開講に伴う全体的な教員負担が軽減される。また、主に学部担当の教員が学位論文指導に当たる場合は、その教員の実習指導担当を軽減するなどの対策をとる。

## 第 7 入学者選抜の概要

### 1 目的

本学が既に設置している大学院看護学研究科看護学専攻修士課程では、卓越した看護実践及び研究・教育・管理能力を持つ高度実践職業人を養成することを目的に、高度実践看護者を育成するとともに、研究・教育を通して看護学の発展に寄与することを、教育理念としている。この理念を踏まえ、博士後期課程の目的と理念を次のように定める。

「専門的かつ高度な研究遂行能力を有する自立した研究者及び高度な看護実践能力と高い研究・管理能力を有する臨床現場の変革者を養成すること」を目的に、「看護学研究者として自立して研究活動を行うための高度な研究能力とその基盤となる豊かな学識を、また、看護実践の探究者としての高度な実践能力とそれを裏づける豊かな学識を培うことを通して、看護学・看護実践の発展に寄与すること」を、博士後期課程の教育理念とする。

この目的・理念を達成するために、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を定めている【資料 5】。

### 2 アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）【資料 5】

【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】
---------------------------

看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学を希望する人には以下のことを求める。

**【PhD コース】**

研究・教育の場において看護学を探究し、国際的・学際的に看護学の学術的発展を目指すコース

- ア 看護学の研究者・教育者として、研究課題を探究し続けるための基礎的な研究能力を有している。
- イ 看護実践・看護学の専門性を希求し、看護学の発展に貢献しようとする強い意志を有している。
- ウ 看護学の研究を自立して継続的に取り組む強い意志を有している。

**【DNP コース】**

実践・教育の場において看護実践の質向上・変革を実現し、看護の専門的・実践的発展を目指すコース

- ア 高度看護実践者・管理者としての誇りを持ち、看護実践の質向上・変革を探究し続ける強い意思を有している。
- イ 看護実践の質向上・変革を探究するための基礎的な研究能力を有している。
- ウ 実装的研究を指向し、それを実践に活かしていくためのリーダーシップ能力を有している。

【資料5】＜再掲＞愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程3つのポリシー

### 3 入学定員

看護学専攻博士後期課程 PhD コース・DNP コースあわせて4名

### 4 出願資格

博士後期課程の出願資格は、以下のいずれかの条件を満たす者とする。

- ア 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- イ 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- オ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程

を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

カ 外国の学校、エの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

キ 文部科学大臣の指定した者

ク 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

## 5 入学者選抜

### (1) 入学者選抜の基本方針

入学者選抜はコースごとに行い、学力試験、小論文、面接試験（研究計画書に基づくプレゼンテーションと口述試験）及び事前提出書類（入学願書、志願理由書、研究計画書、成績証明書）等により総合的に判定する。各コースの基本方針をアドミッション・ポリシー（ア～ウ）に対応して、以下に記述する。

#### <PhD コース>

PhD コースは、研究・教育の場において看護学を探究し、国際的・学際的に看護学の学術的発展を目指すコースである。

- ・ 「ア 看護学の研究者・教育者として、研究課題を探究し続けるための基礎的な研究能力」は、学力試験（英語、小論文、専門科目）及び面接（研究計画書に基づく口述試験）により総合的に判定する。面接では、研究計画書に基づいたプレゼンテーションを行い、看護学の探究者として必要な論理的思考力、発想力、表現力を評価する。
- ・ 「イ 看護実践・看護学の専門性を希求し、看護学の発展に貢献しようとする強い意志」については、志願理由書に基づいた面接において看護学探究者としての意思と、これまで取り組んできた研究等を確認するとともに、小論文、志願する専攻領域に関する学力試験により総合的に判定する。
- ・ 「ウ 看護学の研究を自立して継続的に取り組む強い意志」については、志願理由書及び研究計画書に基づいて、これまで取り組んできた研究課題や成果を面接での口述試験で判定する。

#### <DNP コース>

DNP コースは、実践・教育の場において、看護実践の質向上・変革を実現し、看護の専門的・実践的発展を目指すコースである。

- ・ 「ア 高度看護実践者・管理者としての誇りをもち、看護実践の質向上・変革を探究し続ける強い意志」については、志願理由書及び小論文、また、面接での口述試験により看護実践者としてこれまで取り組んできた実装的研究な

どの成果や課題を確認することで、探究者としての意志を査定する。加えて、志願する専攻領域に関する学力試験により継続しうる能力を査定し、総合的に判定する。

- ・ 「イ 看護実践の質向上・変革を探究するための基礎的な研究能力」については、学力試験（英語，小論文，専門科目）及び面接（研究計画書に基づく口述試験）により総合的に判定する。面接では、研究計画書に基づいたプレゼンテーションを行い、看護学の探究者として必要な論理的思考力，発想力，表現力を評価する。
- ・ 「ウ 実装的研究を指向し，それを実践に活かしていくためのリーダーシップ能力」については看護実践者としてこれまで取り組んできたリーダーシップを発揮した実践の成果等を，研究計画書に基づく面接での口述試験で評価する。また，志願理由書や事前提出書類から，リーダーシップ能力を総合的に判定する。

## (2) 選抜制度と方法

- ・ 入学選考は原則年に1回とする。
- ・ 学力試験，小論文，面接試験（研究計画書に基づくプレゼンテーションと口述試験）及び事前提出書類（入学願書，志願理由書，研究計画書，成績証明書）等により総合的に判定する。

## (3) 選抜体制

入学試験を適正かつ公正に実施することを目的に，看護学研究科長を委員長とする看護学研究科入学試験委員会を中心に入試本部を組織し，各部署に教職員を適切に配置した万全の体制をとる。

入学試験の準備・実施計画の作成，試験結果の集計，発表，手続き及び試験監督者等の選出などの業務は，看護学研究科入学試験委員会が行う。

看護学研究科入学試験委員会は，入学試験担当教職員の任務を明確にした役割分担表を作成する。さらに詳細な実施要領，監督要領及び面接要領を作成するとともに，入学試験実施前に担当者への説明会を開催し，関係する教職員が各自の役割分担に関する詳細及び全体の流れを把握できるよう周知徹底を図る。

## 第8 教員組織の編制の考え方及び特色

### 1 教員組織編制の考え方

本博士後期課程の教育課程は，共通科目と専門科目を体系的に履修するコースワークと研究科目によって構成されている。教員組織は，原則として，博士学位を取得している教育実績，研究業績及び研究指導実績を有する専任の教授・准教授で組織する。博士学位を持たない2名については，開設年度には博士号の取得見込みである。各分野・領域別の担当教員は，図表3に示す通りであり，医学系教員を1名含む21名の教員を配置してい

る。

科目の担当は、原則として専任教員を配置しているが、共通科目の必修選択科目の2科目においては、卓越した教育・研究実績をもつ2名を兼任講師として加えている。また、DNPコースにおける専門科目の特論においては、今日の保健医療福祉における組織と政策に関する卓越した実績をもつ2名を兼任講師としている。また、専門科目の講義科目には複数の専任教員を配置し、担当教員の連携・協力の下でゼミ形式により、それぞれの担当教員が専門としている研究領域を教授できるよう配慮した。演習科目においても同様であるが、特に、若手の教員が博士後期課程での教育の経験を積み、今後の教育活動を継続できるよう配慮している。

研究指導・論文指導に当たる教員には、博士後期課程の教育経験豊富な教員を各分野に1名を配置するとともに、各領域には修士課程の教育歴・研究指導歴を十分に蓄積している人材を登用している。

図表3 教員組織一覧

分野	領域	研究指導	副研究指導	科目担当	合計
基盤看護学	基礎看護学	教授 2		准教授 1	7
		准教授 1			
	精神看護学	教授 1			
	感染看護学	教授 1	准教授 1		
成育・療養支援看護学	母子看護学	教授 1			6
		准教授 1			
	成人看護学	教授 1	准教授 1		
	老年看護学	教授 1	准教授 1		
包括・実践看護学	地域看護学	教授 2		准教授 1	8
	在宅看護学	准教授 1	准教授 1		
	高度実践看護学	教授 1	准教授 1	教授* 1	
合計		13	5	3	21

\*医学系教員

## 2 教員配置

### (1) 教員の年齢構成と職位

各分野・領域の専任教員の年齢構成は、図表4のとおりである。博士後期課程開設に向けて特別に採用する70歳以上の特命教育教授3名を除いては、40～49歳が4名、50～59歳までが7名と比較的若い年齢層で構成されている。

図表5では、職位別の専任教員の年齢分布（開設時）を示している。

図表4 各分野・領域専任教員の年齢分布（開設時）

分野	領域	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	合計
基盤看護学	基礎看護学	1	2			1	4
	精神看護学	1					1
	感染看護学			2			2
成育・療養支援 看護学	母子看護学		2				2
	成人看護学	1	1				2
	老年看護学			1		1	2
包括・実践 看護学	地域看護学		1	1	1		3
	在宅看護学		1	1			2
	高度実践看護学	1		1		1	3
合 計		4	7	6	1	3	21

図表5 職位別の専任教員の年齢分布（開設時）

職位	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	3	1	3	1	3	11
准教授	1	6	3			10
合計	4	7	6	1	3	21

(2) 教員採用計画

学校法人愛知科大学定年規程【資料14-1】【資料14-2】により、本学の教授及び准教授の定年は年齢65歳と定められている。図表5が示すとおり、該当する教授が完成年度までに2名おり、定年後は特命教育教授として教育・研究指導に継続する。完成年度後は、担当する感染看護学・地域看護学とも教授として内部昇格を予定している。また、本博士後期課程開設に向けて招聘された特命教育教授3名は、完成年度をもって退職となるため、内部昇格又は若手教員を補充していく。

なお、完成年度には、教授1名と准教授2名が定年となるが、その後任は、内部昇格を原則としながら、外部からの適任者を公募することを検討していく。本博士後期課程を担当する教員は、開設2年目には全員博士の学位を有している予定であることから、次世代を担う教員は育ちつつあると考えている。

2029（令和11）年度及び2030（令和12）年度においても、教授1名、准教授1名が定年退職となるが、ともに内部昇格を原則としながら、適任者を公募していく予定であ

る。

このように本博士後期課程では完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえながら、若手教員の育成に努め、十分な教育研究業績を有する教員を計画的に採用していく。具体的な採用計画を、図表6に示した。

図表6 完成年度以降の教員採用計画

年次	任期を迎える教員	採用計画
学年進行中	教授 2名	特命教育教授として在籍を継続
	教授 1名	医学系教授を補充
2027（令和9）年度末 （完成年度）	特命教育教授 2名	感染看護学教授として内部昇格予定 地域看護学教授として内部昇格予定
	特命教育教授 3名	理論・老年・高度実践各看護学の特命教育教授に代わり、内部昇格又は若手教員を補充
	准教授 2名	地域看護学・老年看護学教員の補充
2028（令和10）年度		
2029（令和11）年度	教授 1名	地域看護学の教員の補充
2030（令和12）年度	准教授 1名	感染看護学教員の内部昇格及び若手教員の補充

【資料14-1】学校法人愛知科大学定年規程

【資料14-2】定年退職後に雇用する教員の分限等について

### 3 教員育成体制

博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するために、従来学部と一緒であったFDを、大学院担当教員に限定し、以下のように実施してきた。

- ・ 2021年度「大学院生の主体的参加を促す大学院研究指導の在り方」
- ・ 2022年度「成人学習者としての成長を支える研究指導」
- ・ 2023年度「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（予定）」

加えて、博士後期課程の特論・演習について、若手教員は、大学院教育の経験豊かな教員とともに共同で授業を担当し、研究指導にも積極的に同席しながら教授・指導方法を学ぶ機会とすることを重視していく。また、定期的に教員同士の学習会を設け、特にDNPコースの指導のあり方等について、海外文献を含めて教員相互の学びあう機会を積極的に設けることとする。

## 第9 施設・設備等の整備計画

## 1 校舎等の整備

### (1) 大学院の研究室

大学院学生研究室については、基礎科学棟2階及びC棟5階等に設置された研究室を看護学研究科として修士課程及び博士後期課程共同で使用する。

### (2) 看護学部・看護学研究科共同研究室

看護学部棟3階には共同研究室があり、事前に予約することにより使用が可能となっている。

### (3) セミナー室及び講義室等

修士課程及び博士後期課程共同で基礎科学棟2階のセミナー室2室を使用する。また、講義室及び演習室については、必要に応じて学部と共用する。

## 2 図書館の整備計画及び図書等の資料

本学の総合学術情報センター（図書館部門）は、既に学部及び修士課程学生用の図書、学術雑誌、視聴覚資料が十分整備されている。また、所蔵検索システム（OPAC）やCINAHL, MEDLINE, 医学中央雑誌などの文献情報データベースも提供しており、基本資料は十分活用できる。更に、インターネットなどで提供される全文データベースや電子ジャーナル等の電子媒体資料についても、印刷物と同様に整備されている。（図表7）また、ここではすべての資料を開架方式によって提供しており、開館時には自由に資料を閲覧あるいは視聴することができること、所蔵検索システム（OPAC）や文献データベース類はインターネットや学内ネットワーク端末を利用することにより、学内のみならず自宅からでも24時間利用することができる。

なお、総合学術情報センター（図書館部門）は年末年始を除き、平日は午前8時30分から午後10時まで、土・日・祝日は午前10時00分から午後6時30分まで開館しており、夜間授業終了後の大学院生の利用に配慮している。

図表7（総合学術情報センター（図書館部門）の蔵書数（令和5年11月現在））

区分	図書	学術雑誌	電子ジャーナル	視聴覚資料
洋書	23,990	12	2,262	1,350
和書	78,804	453	1,613	
合計	102,794	465	3,875	1,350

## 第10 管理運営体制

### 1 看護学研究科看護学専攻博士後期課程の管理運営体制

修士課程の運営管理は、愛知医科大学大学院学則第8条第1項の規定及び看護学研究科委員会規程に基づき「看護学研究科委員会」で行っている。

看護学研究科委員会は、当該研究科の研究指導を行う教授、准教授又は講師をもって構成され、委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 博士後期課程設置後の運営は、既存の看護学研究科委員会において審議を行う。

## 2 大学運営審議会

大学における教育研究に関する重要事項は、愛知医科大学学則第9条の2に基づき設置された「大学運営審議会」において審議される。大学運営審議会は、学長、副学長、事務局長、学長が指名した者で構成され、中期目標、学則、教育に係る重要規程の制定又は改廃、教員人事及び評価、教育課程の編成に関する方針などの教育研究に関する最高決定機関である。

## 第11 自己点検・評価

### 1 自己点検・評価の体制等

本学では、1993（平成5年）に教育・研究・診療水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、愛知医科大学自己点検・評価委員会を設置した。

また、2000（平成12）年に開設された看護学部においては、学生による授業評価をそれぞれの科目において実施し、加えて教員の年次ごとの教育・研究業績をまとめている。

2008（平成20）年に開設された看護学研究科においても、教育・研究水準の向上と看護学研究科としての社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の点検及び評価を行い、それらの結果を公表するものとしている。

### 2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程における実施体制

#### (1) 編成

愛知医科大学自己点検・評価委員会の統制の下に、本博士後期課程の自己点検・評価業務を円滑に推進するため、看護学研究科委員会の任において自己点検・評価を実施する。

看護学研究科委員会では、研究科長を委員長として教育理念や社会的使命の追求、更に教育目的、教育内容、研究指導方法の改善に資することとする。

#### (2) 看護学研究科委員会の自己点検・評価に関する任務

看護学研究科委員会では、自己点検・評価に関し、次の任務を遂行することとする。

- ① 自己点検・評価の項目の設定に関すること。

- ② 自己点検・評価の実施に関すること。
- ③ 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
- ④ その他自己点検・評価等に関すること。

## 第12 認証評価

公益財団法人大学基準協会における2020（令和2）年度大学評価（認証評価）の結果、本学は同協会の定める大学基準に「適合」していると認定された。

また、一般財団法人日本看護学教育評価機構における2023（令和5）年度看護学教育評価の結果、本学は同機構の定める「看護学教育評価 評価基準」に「適合」していると認定された。

## 第13 情報の公開

### 1 情報の公開

情報の公表にあたっては、本学のホームページや刊行物を利用して、本学の教育研究活動について、次の情報を公表していく。

### 2 情報提供の内容

- (1) 教育理念
- (2) 3つのポリシー  
(アドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，ディプロマ・ポリシー)
- (3) 教員の分野・領域
- (4) 看護師・保健師国家試験合格状況
- (5) 就職・進学状況
- (6) 入試情報
- (7) 国際交流について
- (8) 看護実践センターの活動
- (9) 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

## 第14 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

### 1 FD（ファカルティ・ディベロップメント）の概要

FD（ファカルティ・ディベロップメント）を効果的に達成するために、学部を設置されているFD委員会と共同しながら組織的に取り組んでいく。同時に、教員一人ひとりが自発的に自己の能力を開発し続けるために、各種研究会や学会への参加を促し、愛知医科大学病院との合同研究会の開催あるいは共同研究を積極的に行い、教育能力、研究能力、臨床能力を有機的に結び付けていく。こうした活動は、年度末に研究報告書にまとめ、本学の紀要等に公開している。

また、研究科の中でも教員研修会の企画や実施に際して、必要に応じて外部講師を招聘し、教員の資質の向上を図っている【資料 15】。

【資料 15】 本学で開催されたFD（ファカルティ・ディベロップメント）

## 2 SD（スタッフ・ディベロップメント）の概要

教職員の知識・技能の習得，資質の向上を目的にハラスメント防止，意識改革研究等のSD（スタッフ・ディベロップメント）を開催している。全学的FD，SDは愛知医科大学病院職員も含め全ての教職員が視聴できるようにオンデマンド開催も併用している。

## 6 設置の趣旨等を記載した書類（資料）



## 目 次

- 【資料1】 愛知医科大学看護学部附属看護実践研究センター規程
- 【資料2】 看護実践センター地域連携・支援部門 活動実績
- 【資料3】 修士論文・課題研究論文一覧
- 【資料4】 西日本における看護系大学院博士後期課程設置状況
- 【資料5】 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻  
博士後期課程3つのポリシー
- 【資料6】 3つのポリシーと教育課程の対応表
- 【資料7-1】 PhD コース 履修モデル  
標準3年モデル・長期履修4年モデル
- 【資料7-2】 DNP コース 履修モデル  
標準3年モデル・長期履修4年モデル
- 【資料8】 令和7年度博士後期課程（PhD コース・DNP コース）  
授業時間割（案）
- 【資料9-1】 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール  
：PhD コース
- 【資料9-2】 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール  
：DNP コース
- 【資料10】 愛知医科大学看護学部倫理審査実施等規程
- 【資料11】 愛知医科大学学位規程（案）
- 【資料12】 修士課程と博士後期課程の関係
- 【資料13】 愛知医科大学大学院看護学研究科長期履修制度規程（案）
- 【資料14-1】 学校法人愛知医科大学定年規程
- 【資料14-2】 定年退職後に雇用する教員の分限等について
- 【資料15】 本学で開催されたFD  
（ファカルティ・ディベロップメント）

## ○愛知医科大学看護学部附属看護実践研究センター規程

平成20年4月1日制定

## 改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

## 愛知医科大学看護学部附属看護実践研究センター規程

## (目的)

第1条 愛知医科大学看護学部附属看護実践研究センター（以下「センター」という。）は、看護実践を更に発展させるための看護職者に対する卒後教育、研究支援活動等を行い、社会が求める良質の看護を恒常的に提供していくことを目的とする。

## (業務)

第2条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 看護職者へのキャリア支援及び研究支援に関すること。
- 二 地域健康支援活動に関すること。
- 三 その他看護実践研究に関すること。

## (部門)

第3条 センターに、センターの業務を分掌するため、部門を置くことができる。

2 前項の部門の組織等については、看護学部長が定める。

## (センター長)

第4条 センターに看護実践研究センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、センターの管理・運営及び業務を統括し、所属の職員を指揮・監督する。

3 センター長の任免は、理事長が行う。

4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 センター長候補者は、看護学部教授会において選考する。

6 センター長候補者の選考は、次の場合に行う。

- 一 センター長の任期が満了するとき。
- 二 センター長が欠けたとき。
- 三 センター長から辞任の申出があったとき。

7 前項の選考は、第1号の場合は任期満了の1月前までに、第2号及び第3号の場合は速やかに行うものとする。

## (職員)

第5条 センターに教育職員その他必要な職員を置く。

## (事務)

第6条 センターの事務については、学校法人愛知医科大学事務組織規程の定めるところによる。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、看護学部長が定める。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則（平成29年4月1日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則（平成31年4月1日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料 2

## 看護実践センター地域連携・支援部門 活動実績 (認定看護師教育部門)

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 22 年度	専門看護師 (CNS) 資格取得支援講習会	専門看護師 (CNS) 教育課程修了者、認定看護師 (CN) 教育課程修了者又は修学中の大学院生などを対象に、キャリア形成のために必要な役割・機能を学習するための支援を行う。	平成22年 11月26日 (金)	11
平成 23 年度	専門看護師 (CNS) 資格取得支援講習会	専門看護師 (CNS) 教育課程修了者、認定看護師 (CN) 教育課程修了者又は修学中の大学院生などを対象に、キャリア形成のために必要な役割・機能を学習するための支援を行う。	平成24年 2月16日 (木)	14
平成 24 年度	専門看護師 キャリア支援講習会	専門看護師 (CNS) 教育課程修了者、認定看護師 (CN) 教育課程修了者又は修学中の大学院生などを対象に、キャリア形成のために必要な役割・機能を学習するための支援を行う。	平成25年 1月26日 (土)	1部:13 2部:10
	認定看護師 キャリア支援講習会	対象者がそれぞれの専門領域におけるキャリア形成に必要な役割・機能を学習する機会とする。今回は、クリティカルシンキングの思考過程を臨床での様々な看護実践にも生かせるよう、講義・演習をとおして学ぶ。	平成25年 2月9日 (土)	14
平成 25 年度	専門看護師 キャリア支援講習会	専門看護師、CNSコース修了生を対象に、キャリア形成に必要な役割・機能を学習するための支援を行う。	平成25年 9月14日 (土)	1部:22 1.2部:14
	認定看護師 キャリア支援講習会	認定看護師の各専門領域におけるキャリア形成に必要な役割・機能を学習する。	平成25年 10月5日 (土)	31
平成 26 年度	キャリア支援講習会	1. 看護専門職者におけるキャリア形成のために必要な役割・機能の学習の機会とする。 2. 患者を中心とした医療における多職種との協働・連携を考える。	平成27年 1月31日 (土)	36
平成 27 年度	専門看護師・認定看護師 キャリア支援 講習会	1. 専門看護師 (CNS) に必要な役割・機能の獲得および発展への支援を行う。 2. 認定看護師 (CN) に必要な役割・機能の獲得および発展への支援を行う。 3. シミュレーションの基礎を学び、臨床における教育への導入について考える。	平成27年 8月1日 (土)	1部:36 2部 認定:19 専門:3
平成 28 年度	キャリア支援講習会	特定の分野で活躍している認定看護師のキャリアアップにおいて、自らを発展させるにはどのような働きかけが必要かについて考える。	平成28年 6月25日 (土)	100
平成 29 年度	専門看護師・認定看護師 キャリアアップ支援 講習会	OJTの手法を用い、看護現場での実践を通して、どのように看護師の自律性や成長を育んでいくかを考える。	平成29年 6月17日 (土)	88
平成 30 年度	キャリア支援講習会	看護職としてのキャリアデザイン ー再考	平成30年 9月8日 (土)	85

看護実践センター地域連携・支援部門 活動実績（卒後研修・研究部門（研修））

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 21 年度	卒後研修看護倫理 セミナー	看護実践における倫理的判断を理解するとともに、倫理的 ジレンマへの対応を身に付ける。	平成 21年 6月22日 ～24日 (月～水)	52
	救急看護セミナー	生命の危機的状況下に置かれた複雑な医療ニーズを持つ患 者やその家族に対する迅速かつ確かな臨床判断と安全で質 の高い救命技術・ケアができる実践力を身に付ける。	平成22年 2月11日 ～14日 (木～日)	37
平成 22 年度	卒後研修看護倫理 セミナー	倫理的ジレンマの対応や看護実践に必要な倫理的判断につ いて再確認する。	平成22年 8月6日 ～8日	21
	救急看護セミナー	主要外傷のケーススタディ/シミュレーション学習を行い ながら、重傷外傷の初期診療に関する最新知識と看護エッ センスについて学び、外傷看護の実践力の向上を目指す。	平成23年 2月16日 ～19日 (水～土)	25
平成 23 年度	卒後研修看護倫理 セミナー	緩和ケアにおいてどのような「倫理的ジレンマ」を感じて いるか。	平成23年 7月1日、 2日 (金、土)	22
	臨地実習指導者 セミナー	学生ならびに臨地指導者がともに満足できる臨地実習のあ りようについて考え、臨地実習指導担当者自らが成長でき る臨地指導について検討する。	平成23年 11月26日 (土)	91
	救急看護セミナー	モニタリングの根拠を基盤にした判断力と臨床で活かせる 実践力を身に付け、重症救急医療に貢献できる。	平成 24 年 2月1日 ～4日 (水～土)	31
平成 24 年度	臨地実習指導者 セミナー	臨地実習教育は学生にとって看護力の能力を高める重要な 教育現場であり、その環境を調整し、効果的な実習展開が 望まれます。その役割を担う臨床指導者、看護教員が学生 と共に成長できる臨地実習の教育的関わりについて考え、 実習指導能力を高めることをねらいとする。	平成24年 9月8日 (土)	126
	認知症患者ケア セミナー	高齢患者の増加に伴う認知症やせん妄の対応における新し い認知症ケアの理念と対応方法について考える。	平成24年 12月15日 (土)	85
	臨床看護セミナー	モニタリングの根拠を基盤にした判断力と臨床で活かせる 実践力を身につけ、重症救急医療に貢献できる看護師を目 指す。	平成25年 2月1日、 2日 (金・土)	1日目 47 2日目 39
平成 25 年度	臨床看護セミナー	患者の急変の変調に気づき、容態の変化に迅速に対応する ための必要な知識・技術を学び、症状や状態を解剖生理と 関連づけながら看護実践ができることを目指す。	平成25年 9月28日、 29日 (土、日)	1日目 49 2日目 46
	認知症患者のケア セミナー	看護者個人の高齢者に対するケアの向上を目指す。	平成25年 12月14日 (土)	42
	看護教育セミナー	看護職個人の能力向上のための組織的な取り組みを学ぶ。	平成26年 2月22日 (土)	19

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 26 年度	臨床看護セミナー	呼吸・循環の基礎知識・判断スキルを学び、「今、身体の中で起こっていること」を正しくアセスメントする力を身につけ、患者の容態の変化に迅速に対応するジェネリックスキルの獲得を目指す。	平成27年 7月26日、 27日 (土、日)	1日目 24 2日目 24
	認知症セミナー	さまざまな現場での認知症ケアの課題と今後を、最前線で活動するシンポジストの立場から語り、所属施設を超えた検討により、ケアの質の向上を目指す。	平成27年 12月13日 (土)	35
	臨地実習指導者 セミナー	中堅看護師の新人教育の在り方を学び、新人教育を自己の喜びや成長に変えていくことを考える。	平成27年 1月17日 (土)	80
平成 27 年度	中堅看護師セミナー	中堅看護師の新人教育の在り方を学び、新人教育を自己の喜びや成長に変えていくことを考える。	平成27年 6月13日 (土)	94
	臨床看護セミナー	呼吸・循環の基礎知識・判断スキルを学び、「今、身体の中で起こっていること」を正しくアセスメントする力を身につけ、患者の容態の変化に迅速に対応するジェネリックスキルの獲得を目指す。	平成27年 7月11日、 12日 (土、日)	1日目 49 2日目 46
	臨床倫理学習会	様々な臨床現場の看護師がともに倫理的感受性を高め、実践力を高めるために、現場でぶつかる倫理的問題について講義や事例検討を通じて深く探求する。	平成27年 8月8日 (土)	104
平成 28 年度	中堅看護師セミナー	多くの役割を期待される中堅看護師とともに、あらためて看護について考え、中堅看護師が自分の行っている看護に意味を見出していけるよう支援することを目的として開催する。	平成28年 6月25日 (土)	54
	臨床看護セミナー	呼吸・循環の基礎知識・判断スキルを学び、「今、身体の中で起こっていること」を正しくアセスメントする力を身につけ、患者の容態の変化に迅速に対応するジェネリックスキルの獲得を目指す。	平成28年 7月9日、 10日 (土、日)	1日目 47 2日目 45
	臨床倫理学習会	様々な臨床現場の看護師がともに倫理的感受性を高め、実践力を高めるために、現場でぶつかる倫理的問題について講義や事例検討を通じて深く探求する。	平成28年 8月6日 (土)	78
平成 29 年度	臨床看護セミナー	呼吸・循環の基礎知識・判断スキルを学び、「今、身体の中で起こっていること」を正しくアセスメントする力を身につけ、患者の容態の変化に迅速に対応するジェネリックスキルの獲得を目指す。	平成29年 7月8日、 9日 (土、日)	1日目 94 2日目 40
	労働安全セミナー	放射線防護の基礎知識と安全な放射線看護、防護具の正しい使用方法について具体的なスキルを学ぶ。	平成29年 9月23日 (土)	14
	臨床倫理学習会	様々な臨床現場の看護師がともに倫理的感受性を高め、実践力を高めるために、現場でぶつかる倫理的問題について、講義及び事例検討を通して深く探求する。	平成29年 10月7日 (土)	81
	中堅看護師セミナー	求められる新たな医療の在り方を知り、本来のプロフェッショナリズムを発揮できる看護師としての働き方について考える機会とする。	平成30年 1月20日 (土)	29

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 30 年度	臨床看護セミナー	看護のためのフィジカルアセスメント研修～根拠に基づいた看護実践に活かす～	平成30年 7月7日、 8日 (土、日)	1日目 106 2日目 50
	労働安全セミナー	看護職のためのメンタルヘルス ～保健管理現場において魅力的な健康支援を導く肯定愛～	平成30年 9月1日 (土)	27
	臨床倫理学習会	倫理の基礎知識 なんのための看護倫理か、倫理原則・倫理綱領、4分割 法・4ステップモデル・関連図 等	平成30年 11月10日 (土)	44
	リカレント教育セミナー	施設内の人材育成研修設計に活用することを目的とし、講 義及びワーク（個人・ペア・グループ）を通して、インス トラクショナルデザインの基礎を学んだ	平成30年 12月22日 (土)	86
	シミュレーション教育	チームコミュニケーション、呼吸困難に関する理解、発熱 に関する理解、模擬患者参加型体験学習：呼吸困難と発熱 (肺炎)患者に対して病院から在宅への退院支援場面と在 宅での支援場面でのペアワーク（病院看護師と訪問看護師 のペア）KJ法によるリフレクション	平成31年 2月2日 (土)	18
令和 元 年度	臨床看護セミナー	看護のためのフィジカルアセスメント研修～根拠に基づいた看護実践に活かす～	令和元年 7月6日、 7日 (土、日)	1日目 74 2日目 35
	臨床倫理学習会	様々な臨床現場の看護師がともに倫理的感受性を高め、実 践力を高めるために、現場でぶつかる倫理的問題について 講義や事例検討を通じて深く探求することを目的とし、講 義・グループワークで構成している	令和元年 9月14日 (土)	49
	多職種連携セミナー	多職種が安全に連携・協働していくための一つの手法とし て、医療職と介護職による危険予知トレーニングのワーク を実施し、質の高い多職種連携の実現を目指す	令和元年 9月28日 (土)	13
	シミュレーション教育	模擬患者参加型体験学習：呼吸困難と発熱（肺炎）患者に 対して病院から在宅への退院支援場面と在宅での支援場 面でのペアワーク（病院看護師と訪問看護師のペア）	令和元年 10月26日 (土)	11
	職場パワーアップセミナー	職場パワーアップセミナー：職場のストレスとレジリエン ス	令和元年 12月21日 (土)	12

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
令和 2 年度	特別セミナー	新型コロナウイルス感染症の現状と対策 最新情報を交えて	令和2年 8月29日 (土)	155
	臨床看護セミナー	看護のためのフィジカルアセスメント研修～根拠に基づいた看護実践に活かす～	令和2年 9月26日 (土)	66
令和 3 年度	特別セミナー	コロナ禍における看護職のメンタルヘルスケア	令和3年 5月8日 (土)	199
	臨床看護セミナー	看護のためのフィジカルアセスメント研修～根拠に基づいた看護実践に活かす～	令和3年 7月31日 (土)	45
	臨床倫理セミナー	日常にありふれた看護ケアを通して倫理を学ぼう！	令和3年 9月4日 (土)	39
	地域保健活動セミナー	地域活動や看護に活かそう！フレイル予防の基礎知識とまちづくり	令和3年 10月30日 (土)	36
令和 4 年度	臨床看護セミナー	看護のためのフィジカルアセスメント研修～根拠に基づいた看護実践に活かす～	令和4年 7月30日 (土)	110
	特別セミナー	アドバンス・ケア・プランニング支援における看護師の役割	令和4年 9月3日 (土)	152
	中堅看護師セミナー	中堅看護師に必要なリーダーシップとコーチング	令和4年 11月26日 (土)	74
	臨床倫理学習会	看護倫理A TO Z～基礎からコロナ時代の実践まで～	令和4年 12月10日 (土)	37
令和 5 年度	臨床倫理学習会	「実践できるアドバンス・ケア・プランニング～患者ののぞむ生き方を支えるために～」	令和5年 9月30日 (土)	146
	特別セミナー	「レジリエンスを鍛える！～しなやかに困難を乗り越え前進しよう～」	令和5年 10月28日 (土)	27
	臨床看護セミナー	呼吸・循環アセスメントを次のレベルへ～もっと知りたい看護師のために～	令和5年 11月25日 (土)	60

看護実践センター地域連携・支援部門 活動実績（卒後研修・研究部門（研究））

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 21 年度	臨床看護研究 セミナー	臨床経験を振り返りながら、看護に反映する研究 課題を見つけ、臨床看護研究の発展につなげる。	平成21年 11月21日 (土)	48
平成 22 年度	看護研究支援講座	看護職者が看護実践に根ざした研究を実現できる よう、看護研究の基礎及び研究計画の立案・研究 の実践を支援する。	平成22年 10月   平成24年 3月	2
	看護研究支援 セミナー	看護実践を具体的に看護研究にするには如何にす べきかを考える。	平成22年 11月20日 (土)	66
平成 23 年度	看護研究支援講座 (第2期)	看護職者が看護実践に根ざした研究を実現できる よう、看護研究の基礎及び研究計画の立案・研究 の実践を支援する。	平成23年 5月   平成25年 3月	3
	看護研究支援 セミナー	看護職に従事している方 々の研究への手助けをするとともに、看護研究に 取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成23年 11月12日 (土)	35
			平成23年 11月19日 (土)	39
			平成23年 12月10日 (土)	19
平成 24 年度	看護研究支援講座 (第3期)	看護職者が看護実践に根ざした研究を実現できる よう、看護研究の基礎及び研究計画の立案・研究 の実践を支援する。	平成24年 10月   平成26年 9月	2
	看護研究支援 セミナー	看護職に従事している方 々の研究への手助けをするとともに、看護研究に 取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成24年 11月10日 (土)	14
			平成24年 11月24日 (土)	13
			平成24年 12月8日 (土)	15
平成 25 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを 実現させる。	平成25年 10月12日 (土)	20
			平成25年 10月19日 (土)	15
			平成25年 10月26日 (土)	14
			平成25年 11月2日 (土)	9
			平成25年 11月16日 (土)	18

年 度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開 催 日	参加者数 (名)
平成 26 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成26年 10月11日 (土)	34
			平成26年 10月25日 (土)	38
			平成26年 11月15日 (土)	30
平成 27 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成27年 11月14日 (土)	44
			平成27年 11月28日 (土)	52
			平成27年 11月28日 (土)	42
平成 28 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成28年 10月22日 (土)	42
			平成28年 11月12日 (土)	37
			平成28年 11月12日 (土)	35
平成 29 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成29年 6月24日 (土)	58
			平成29年 7月1日 (土)	56
			平成29年 7月15日 (土)	28
平成 30 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	平成30年 6月2日 (土)	75
			平成30年 6月16日 (土)	62
			平成30年 6月30日 (土)	31
令和 元 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	令和元年 6月1日 (土)	19
			令和元年 6月29日 (土)	30
			令和元年 7月20日 (土)	23
令和 2 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	令和3年 1月30日 (土)	17
			令和3年 2月7日 (日)	12
令和 3 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	令和3年 6月26日 (土)	37
			令和3年 7月10日 (日)	31

年 度	セミナー・講座名	ね ら い ・ 目 的	開 催 日	参加者数 (名)
令和 4 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	令和4年 6月18日 (土)	35
			令和4年 7月8日 (土)	29
令和 5 年度	看護研究支援 セミナー	看護研究に取り組みたいと考える方々の思いを実現させる。	令和5年 6月17日 (土)	57
			令和5年 7月8日 (土)	57

看護実践センター地域連携・支援部門 活動実績（地域連携・支援部門）

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 20 年度	防災セミナー	地域で生活する、ひとりひとりが、防災知識および技術を身につけるとともに地域防災について考え、認識を高めていく機会とする。	平成20年 11月2日 (日)	21
	第4回 ながくて 子育てフェスタ	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に子育てに関する情報提供を行う。	平成20年 11月27日 (木)	85
平成 21 年度	ウィメンズ・サポート (健康セミナー)	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に健康に関する情報提供を行う。	平成21年 10月30日 (金)	14
	防災セミナー	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成21年 11月1日 (日)	190
平成 22 年度	ウィメンズ・セミナー	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に健康に関する情報提供を行う。	平成22年 10月8日、 9日 (金・土)	18
	防災セミナー	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成22年 10月31日 (日)	200
	第5回 ながくて 子育てフェスタ	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に子育てに関する情報提供を行う。	平成22年 11月19日 (金)	100
平成 23 年度	ウィメンズ・セミナー	看護の持つ「心と体の癒し」効果を、体験型セミナーを通して市民に実感してもらい、今後の健康管理に役立ててもらうために、看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として地域住民を対象に健康に関する情報を提供する。	平成23年 11月5日 (土)	16
	防災セミナー	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成23年 11月6日 (日)	221
平成 24 年度	第6回 ながくて 子育てフェスタ	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に子育てに関する情報提供を行う。	平成24年 10月26日 (金)	76
	ウィメンズ・セミナー	アロマオイルについて基礎的知識を得るとともにアロマオイルを使ったハンドマッサージを通して、心身の健康管理に役立てる。	平成 24年 11月3日 (土)	9
	防災セミナー	看護実践研究センター（地域連携・支援部門）の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成24年 11月4日 (日)	166

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
平成 25 年度	南海トラフ地震災害へ 備え ～被災地に学ぶ 減災への方略～	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に地震に備える意識を高め、具体的な備えを考える機会とする。	平成25年 11月2日 (土)	20
	防災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成25年 11月3日 (日)	100
平成 26 年度	防災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成26年 11月2日 (日)	100
	市民対象講座 アロマのハンドマッ サージ	アロマのハンドマッサージを通してリラックスするとともに、スキンシップを図る。	平成26年 11月2日 (日)	39
	第7回子育てフェスタ	一緒に考えよう。SNS時代における人とのつながり	平成27年 1月15日 (木)	34
平成 27 年度	防災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成27年 11月1日 (日)	111
	市民対象講座 アロマのハンドマッ サージ	アロマのハンドマッサージを通してリラックスするとともに、スキンシップを図る。	平成27年 11月1日 (日)	50
平成 28 年度	防災・減災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成28年 10月30日 (日)	約210
	市民対象講座 アロマのハンドマッ サージ	アロマのハンドマッサージを通してリラックスするとともに、スキンシップを図る。	平成28年 11月23日 (水・祝)	33
	第8回子育てフェスタ	『子供の食と睡眠』 第1回 食物アレルギーについて 第2回 子供の睡眠と脳・心身の健康	第1回 平成29年 1月18日 (水)	17
第2回 平成29年 2月7日 (火)			60	
平成 29 年度	防災・減災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成29年 11月5日 (日)	142
	市民対象講座 アロマのハンドマッ サージ	アロマのハンドマッサージを通してリラックスするとともに、スキンシップを図る。	平成29年 11月23日 (木・祝)	100
平成 30 年度	防災・減災セミナー	看護実践研究センター(地域連携・支援部門)の活動として、地域住民を対象に防災に関する情報提供を行う。	平成30年 11月4日 (日)	100
	北名古屋市ふれあい フェスタ	「あなたの食生活は「健康？」 - 日頃の食生活を振り返ることから始めよう-」	平成30年 11月23日 (金・祝)	120
令和 元 年度	刈谷市2019年度前期市 民講座「暮らしのセミ ナー」	あなたの食生活は「健康？」- 日頃の食生活を振り返ることから始めよう-	令和元年 6月21日 (金)	36
	北名古屋市ふれあい フェスタ	「あなたの食生活は「健康？」 - 日頃の食生活を振り返ることから始めよう-」	令和元年 11月23日 (土)	100

年度	セミナー・講座名	ねらい・目的	開催日	参加者数 (名)
令和 2 年度	大学コンソーシアムせ と「カレッジ講座」	「大切な人を守るために～体験してみよう！一次救命処 置～」	令和2年 10月3日 (土)	21
	ながくて子育てフェス タ	リモテラスって何？どう使おう？	令和2年 10月25日 (日)	20
	愛・ながくて夢ネット 研修会	「人をケアする私たちのメンタルヘルスケア」	令和3年 2月26日 (金)	49
令和 3 年度	子育て支援ネット・な がくて	「みんなではじめよう！おやこ防災座談会」	令和3年 5月24日 (月)	40
	愛・ながくて夢ネット 研修会	「意外と知らなかった高齢者の夜間頻尿の原因とケア」	令和3年 8月29日 (水)	87
	多世代防災座談会	「防災はじめのいっぽ～避難所でのコミュニケーション ～」	令和3年 12月11日 (土)	40
	大学コンソーシアムせ と「カレッジ講座」	「夜ぐっすり眠れるように実践してみよう！ ～夜間頻尿の改善を目指したセルフケア～」	令和3年 11月20日 (土)	30
令和 4 年度	長久手子ども食堂：お 弁当ワークショップ	「ダンボールでお弁当作っちゃおう♪」 ～みんなの体をつくる大事な栄養とお弁当のバランス～	令和4年 8月21日 (日)	13
	「学生によるBLS講習 会」	「愛知医科大学イベント」学生によるBLSオンライン講習 会 ～大切な人を守るために知っておきたい一次救命処置～	令和4年 8月27日 (土)	7
	大学コンソーシアムせ と「カレッジ講座」	「フレイル予防で人生100年時代を元気に生き抜こう！」	令和4年 11月12日 (土)	36
	防災サバイバルフェス	「防災 サバイバルフェス 2022」 防災を考える ～長久手市周辺在住の外国人、留学生と共に知る、体験 する～	令和4年 11月19日 (土)	150
	愛・ながくて夢ネット 研修会	「高齢者のこころの変化に気づくサイン～うつ・認知 症・せん妄の違い～」	令和5年 3月8日 (水)	65
令和 5 年度	ながくて子育てフェス タ	今日はパパがヒーロー お父さん集まれ！	令和5年 5月14日 (日)	45

## 修士論文・課題研究論文一覧

No	修了 年度	論文題目 ※ 課題研究論文	専攻領域
1	17	入院している学童期のこどもの食事時の思い	理論看護学
2	17	高齢者介護施設における褥瘡やオムツ皮膚炎を持つ高齢者の感染予防に関するケアの研究—ケアにおける衛生行動を中心に— ※	感染看護学
3	17	新人看護師の職業的アイデンティティ形成の影響要因に関する研究	看護管理学
4	17	介護老人保健施設における高齢者の口腔ケアに関する研究	老年看護学
5	17	介護老人保健施設に入所している高齢者のケアに対する受けとめ方と看護師・介護職者の認識するケアの	老年看護学
6	18	中心静脈カテーテル (CVC) ケアのマニュアル開発に関する研究—現状の問題点の把握からマニュアル試作まで— ※	感染看護学
7	18	フライトナースのコンピテンシーに関する研究	看護管理学
8	18	糖尿病性下肢潰瘍患者の体験世界の理解	理論看護学
9	18	ICUを生き抜く家族の生きられた体験	家族看護学
10	18	クリティカルケアの現場における看護師の感情体験	成人・精神看護学 (精神)
11	18	透析室の看護ケアにおける血液汚染リスクに関する研究	感染看護学
12	18	失語症を病む夫と共に生きる妻の体験	成人看護学
13	18	救急患者の体験世界の理解	理論看護学
14	18	気管挿管患者への看護の本質的役割の探究—気管チューブ自己抜管という「看護現象」に焦点を当てて—	理論看護学
15	18	老人保健施設における手指衛生の実施を促進する教育的介入に関する研究 ※	感染看護学
16	18	全身性エリテマトーデスという「病い」をもって生きる意味	成人・精神看護学 (成人)
17	19	喉頭摘出患者をケアする看護者の感情体験	成人・精神看護学
18	19	糖尿病を持つ人の間食を絶つまでの体験	成人・精神看護学 (成人)
19	19	看護師の学習ニードと専門職自律性に関する研究	看護管理学
20	19	高齢者の排泄動作時の転倒に影響する要因の検討—ポータブルトイレ使用時のバランスに焦点をあてて—	老年看護学
21	20	中堅看護師の離職要因とは何か—中間管理者 (師長) との関わりに焦点を当て、職業継続策を考える—	理論看護学
22	20	精神科病棟における認知症高齢患者をケアする看護師の体験	成人・精神看護学 (精神)
23	20	総合病院で働く男性看護師の体験—「困難さ」に焦点をあてて—	成人・精神看護学
24	20	口腔ケアによる入院後肺炎予防効果—文献による検証—	感染看護学
25	20	看護師長の看護管理業務に対する自己効力感の要因分析	看護管理学
26	21	終末期がん患者の夫を病院で看取った妻の体験	成人・精神看護学
27	21	青年期にある肺がん患者の病いの体験	成人・精神看護学
28	21	専門学校における看護教員の教育ニードと教育活動評価の関連性について	看護管理学
29	21	光環境の調整による認知症の行動および心理症状 (BPSD) の改善効果の検討—外気浴という高照度の環境を生活の中に取り入れて—	老年看護学
30	21	血液透析室における看護師の手袋着用状況と手袋着用行動に関連する要因	感染看護学
31	22	透析を受けている足病変を有する糖尿病患者におけるフットケア内容とQOL (Quality of Life) の関連	成人・精神看護学
32	22	通所リハビリテーション (デイケア) を利用している要介護高齢者を介護する主介護者におけるソーシャルサポートとQOL (Quality of life) の関連	老年看護学
33	22	高齢で慢性の病を持つ外来患者が経験する看護師との関わりとSOC (Sense of Coherence) 及びQOL (Quality of life) との関係	老年看護学
34	22	バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE) 保菌患者を特定するための入院時及び入院中VRE保菌予測基準の検討	感染看護学

No	修了年度	論文題目 ※ 課題研究論文	専攻領域
35	22	看護スタッフのインシデント・アクシデントに対する安全行動を促進する師長の役割	看護管理学
36	22	ケアリング行動アセスメントツール (Caring Behaviors Assessment Tool:CBA) を用いた救急看護師が認知する3次救急患者に対するヒューマンケアリングの研究	急性・重症患者看護学
37	22	保育士の小児一次救命処置 (PBLIS) に対する認識と現状に関する研究—保育所での窒息や誤嚥事故発生時の対応—	母子看護学
38	23	リンクナースとの協働による新型インフルエンザ発生時のアクションプランの作成 ※	感染看護学
39	23	うつ病患者をケアする看護師の体験～かかわりで生じる看護師の感情に焦点をあてて～	精神看護学
40	23	細菌学的手法による絵本の衛生管理方法の検討	感染看護学
41	23	術後せん妄を起こした高齢者への身体抑制と看護師のジレンマ	老年看護学
42	23	精神科長期在院患者への退院支援活動における看護師の困難な状況	精神看護学
43	23	クリティカルケア領域の看護師の職務継続意志に影響を及ぼす労働環境の要因—中堅看護師に焦点を当て	急性・重症患者看護学
44	23	心臓外科手術後の手術部位感染発生に関するリスク因子の検討 ※	感染看護学
45	23	一般病院看護部の地震対策を阻む要因の分析～被災経験の有無による特徴と共通する課題～	救急・災害看護学
46	24	クリティカルケア領域の看護師による意識のない患者への擁護の実践とそれを困難にする要因	急性・重症患者看護学
47	24	精神科デイケア通所者が語るSocial skills trainingの活用	精神看護学
48	24	急性症状の著しい精神科患者とのかかわりにおける新人看護師の感情体験	精神看護学
49	24	療養型病院における感染対策改善への取り組み—標準予防策に焦点をあてて—	感染看護学
50	24	糖尿病患者における心臓外科手術部位感染の感染率とそのリスク因子の検討 ※	感染看護学
51	24	人口膝関節置換術後高齢者が満足した日常生活をおくるための痛み対処方略と日常生活の工夫	老年看護学
52	24	産褥早期の褥婦への足湯が乳汁分泌に及ぼす影響	母子看護学 (母性)
53	24	総合病院で働く男性看護師が捉える男女協働の現状と課題	精神看護学
54	24	子どもをもつ看護師の仕事と家庭の両立を支援する職場要因の検討	看護管理学
55	24	病棟看護師の高齢者への退院支援に関わる行動と高齢者理解とその関連要因	老年看護学
56	25	精神症状を合併した患者をケアする看護師の体験～一般病棟看護師が抱いた感情に焦点をあてて～	精神看護学
57	25	ICUにおいて終末期へ移行する患者をケアする看護師の終末期ケアに対する認識と終末期看護実践に関連する要因	急性・重症患者看護学
58	25	米国クリティカルケア看護師協会の提言する健全な職場環境に焦点を当てた文献研究 ※	急性・重症患者看護学
59	25	クリティカル領域における低活動型せん妄発症に焦点を置いた文献研究 ※	急性・重症患者看護学
60	25	急性期病棟における高頻度接触環境表面及び医療機器表面の汚染状況の細菌学的検討 ※	感染看護学
61	25	母親の力を支える親子教室における保健師の支援方法—幼児健康診査事後教室の参加者へのインタビューから—	地域看護学
62	25	救急外来におけるトリアージを行う看護師の職業感染と感染予防対策の実態調査	感染看護学
63	25	精神科訪問看護実践を支える連携とその意味	精神看護学
64	25	就学前の子どもを持つ看護師の職業継続と継続学習に影響する要因の検討	看護管理学
65	25	結核病床を有する医療機関からみた保健所との効果的な結核患者服薬支援のための連携	地域看護学
66	26	精神科デイケア利用者が語る回復過程と支援—病いとの出会いからデイケア利用までの体験を通して—	精神看護学
67	26	先天性心疾患患児への術後急性期の看護に関する文献研究 ※	急性・重症患者看護学
68	26	東日本大震災の広域避難者にみられた看護ニーズの検討～生活再建過程での述懐をもとに～	救急・災害看護学
69	26	A総合病院における末梢静脈カテーテル関連血流感染 (PLABSI) 発生状況とその要因に関する検討	感染看護学
70	26	特定行為に係る看護師に関する文献研究 ※	急性・重症患者看護学 (クリティカルケア)
71	26	事故発生後の東京電力福島第一原子力発電所近隣地域に勤務している看護師の経験～放射線災害看護における基盤の検討～	救急・災害看護学
72	26	介護老人福祉施設における医療的ケアの実態と認識—看護職と介護職の協働を考える—	老年看護学

No	修了年度	論文題目 ※ 課題研究論文	専攻領域
73	26	集中治療中に終末期を迎えた患者の家族ニーズに関する文献研究 ※	急性・重症患者看護学（クリティカルケア）
74	27	療養型病床を有する病院に対する感染対策の支援前後の評価 ※	感染看護学
75	27	A病院のNICUとGCUにおけるMRSA保菌のリスク因子の検討 ※	感染看護学
76	27	地域での健康づくり活動における男性健康推進員の体験の特徴	地域看護学
77	27	生活保護担当保健師が捉える生活保護受給者の特徴と健康支援	地域看護学
78	27	長期在院の統合失調症患者の終末期ケアにおける看護師の体験	精神看護学
79	27	高齢者のドライスキンに対する洗浄法と保湿剤による保湿効果の検証	老年看護学
80	27	避難所看護活動における看護師・保健師協働モデルの在り方研究—東日本大震災の活動実態から—	救急・災害看護学
81	27	家族介護者の介護に対する肯定感・否定感に関連する要因—認知症高齢者を介護する家族の家族機能に焦点を当てて—	老年看護学
82	27	わが国の手術室における医療安全に関する文献研究 ※	急性・重症患者看護学（クリティカルケア）
83	27	高齢患者における術後せん妄予防に関する看護師の実践とその有効性の認識—A県内における調査—	老年看護学
84	27	個人の写真を使った日常的な回想が看護師と認知症症状のある高齢者に与える効果	老年看護学
85	27	チーム医療における医療者間のコミュニケーションに関する文献研究—コミュニケーションの困難に関する認識に焦点を当てて— ※	急性・重症患者看護学（クリティカルケア）
86	27	わが国の救急外来におけるトリアージに関する文献研究 ※	急性・重症患者看護学（クリティカルケア）
87	27	過活動膀胱（overactive bladder:OAB）を有する高齢者における転倒要因の検討	老年看護学
88	28	精神科慢性期病棟で働く看護師が患者とのかかわりの中で看護のやりがいを見出すプロセス	精神看護学
89	28	造血幹細胞移植患者へのケアにおける看護師の体験—感情に焦点をあてて—	精神看護学
90	28	「重症患者家族のニーズの特徴とニーズに対するケア実践に関する看護師の認識」—救急外来初期診療と入院重症集中治療の比較より—	成人慢性看護学
91	28	関節リウマチ患者を支えるリウマチケア看護師の活動～チーム医療における役割と専門性の検討～	慢性看護学
92	28	チーム医療における看護師の多職種のエラーを指摘する態度に影響を与える要因	看護管理学
93	28	看護を基盤とした診療看護師（NP）による全人的アプローチの探索 ※	クリティカルケア看護学
94	28	在日ビルマ（ミャンマー）難民の健康状態の実態と関連要因の検討	地域看護学
95	28	救急病棟に勤務する熟達看護師がせん妄の発症を予防するためのケアの特徴に関する研究	看護管理学
96	28	集中治療におけるせん妄ケアに関する文献研究 ※	クリティカルケア看護学
97	28	前立腺がん治療に伴う性機能障害に対する看護介入状況と介入の促進・阻害要因	慢性看護学
98	28	看護学生のエイジズムと、生活背景・老年看護学臨地実習における体験との関連	老年看護学
99	29	精神科に入院経験のある成人期発達障害者の親の体験	精神看護学
100	29	市町村保健師が初めてのジョブ・ローテーションで得た経験と課題	地域看護学
101	29	皮膚・排泄ケア認定看護師のスキンケアにおける患者の精神面への影響	精神看護学
102	29	就労腹膜透析療養者の職場でのセルフケア状況とセルフケアを支える支援についての検討	慢性看護学
103	29	看護管理者に求められるコンピテンシー—ゆとり教育世代の看護師と看護管理者の比較から—	看護管理学
104	29	病院の多職種との協働における診療看護師の役割 ※	クリティカルケア看護学
105	29	がんになった看護師がグループで語り合う体験—就労までのプロセスに焦点をあてて—	精神看護学
106	29	手術前患者の口腔内衛生とその関連要因に関する基礎的調査 ※	クリティカルケア看護学
107	29	高度実践看護師（診療看護師）コース修了者が筋萎縮性側索硬化症在宅難病患者支援で何ができるかについての文献的考察 ※	クリティカルケア看護学
108	30	非侵襲的陽圧換気療法を受ける早産児のデバイス関連ケアと感染予防ケアの実態調査	感染看護学
109	30	特別養護老人ホームにおける薬剤耐性菌に関する感染対策と地域連携の実態調査 ※	感染看護学

No	修了年度	論文題目 ※ 課題研究論文	専攻領域
110	30	動機づけ面接の研修が助産師の妊婦禁煙指導の認識に与えた影響	母子看護学
111	30	ICU看護師の中心静脈カテーテルケアにおける手指衛生の実態と課題 ※	感染看護学
112	30	自己指向性と他者指向性の双方向からみた看護師の共感性の特徴	看護管理学
113	30	ICU看護師の痛みに対する鎮痛剤使用の判断基準 ※	クリティカルケア看護学
114	30	病棟看護師による高齢者への在宅酸素療法指導における初期段階アセスメントの実施状況と必要性の認識	老年看護学
115	30	脳血管障害をもつ患者の生活の再構築に向けた看護師の意思決定支援の体験	慢性看護学
116	30	介護老人保健施設入所者に関する看護師と家族間の情報共有と看護師の役割意識・属性の関係性	老年看護学
117	30	平時における体幹部大量出血の止血術に対する手術準備器械・器材調査 ※	クリティカルケア看護学
118	30	特定行為研修受講の必要性に対する認識 ー地域の訪問看護ステーションに所属する施設管理者と訪問スタッフの比較調査ー ※	クリティカルケア看護学
119	30	日本のへき地医療問題に関する文献検討 ※	クリティカルケア看護学
120	R1	精神看護学実習で実習指導者が捉えた受け持ち患者の反応とケアへの活用の現状	精神看護学
121	R1	講習会前後の看護職者の放射線防護の知識の変化と放射線防護の知識に関係する因子の検討	看護管理学
122	R1	高度急性期病院から在宅療養に移行する患者・家族に対する看護師が行う退院支援に関する研究	看護管理学
123	R1	妊娠中期に入院安静をしている妊婦に対する助産師の捉え方とケア	母性看護学
124	R1	感染防止院内教育におけるシミュレーション教育の実際と課題 ※	感染看護学
125	R1	中小規模病院における薬剤耐性菌対策の実態と個室・集団管理中の患者に対する感染管理看護師の認識	感染看護学
126	R1	米国におけるAcute Care領域でのNurse Practitionerに関するOutcomeの文献レビュー ※	クリティカルケア看護学
127	R1	治療を嫌がるICU患者への診療看護師(NP)の臨床実践の分析 ※	クリティカルケア看護学
128	R1	住み慣れた施設から地域移行した重症心身障害児者の親の体験	精神看護学
129	R1	消化器外科手術患者の術後合併症予防に向けた栄養評価指標の検証 ※	クリティカルケア看護学
130	R1	産後の母親が訴える「眠れない」という体験	母性看護学
131	R1	急性期入院患者の異常を察知する診療看護師(NP)の臨床判断の分析 ※	クリティカルケア看護学
132	R1	看護師が臨床で直面する倫理的問題と倫理的感受性に関する研究	看護管理学
133	R2	糖尿病看護認定看護師による30分フットケア外来支援の経験から抽出した臨床判断	慢性看護学
134	R2	診療看護師(NP)の精神的健康度に関する実態調査 ー精神的健康度とレジリエンス・首尾一貫感覚との関係性検討ー ※	臨床実践看護学
135	R2	診療看護師(NP)の倫理的感受性の特徴と体験する倫理的問題の実態調査 ※	臨床実践看護学
136	R2	看護師の疼痛に対する認識と共感性の影響 ※	臨床実践看護学
137	R2	模擬診察における診療看護師(NP)のコミュニケーション分析 ーThe Roter Method of Interaction Process Analysis System(RIAS)を用いてー ※	臨床実践看護学
138	R2	診療看護師(NP)の自律性と情動知能の関係性の検討 ※	臨床実践看護学
139	R2	臨床実践における診療看護師(NP)との関わりを通して得られる看護師の認識 ※	臨床実践看護学
140	R2	診療看護師(NP)の役割獲得に向けたトランジションの様相 ※	臨床実践看護学
141	R2	特定機能病院の病棟看護師に必要な退院支援の役割の認識に関する実態調査	看護管理学
142	R2	育児中の男性看護師のワーク・ファミリー・コンフリクトの特徴 ー育児中の女性看護師のワーク・ファミリー・コンフリクトとの比較ー	看護管理学
143	R2	急性期病棟に勤務する看護師のJob Craftingの傾向と関連する要因についての研究	慢性看護学
144	R2	地域包括支援センター保健師の介護予防に必要な地域看護実践能力の実態	地域看護学
145	R3	中小規模病院における看護師の外国人患者への関わり	地域看護学
146	R3	3年課程看護師養成所看護教員の就業継続を支えるレジリエンス	精神看護学
147	R3	運動器慢性疼痛をもつ対象者の電話相談に応じる相談員の経験	慢性看護学
148	R3	特定保健指導に従事する委託保健師の職務実態と課題	地域看護学
149	R3	新人訪問看護師の在宅ターミナルケアにおける体験	在宅看護学

No	修了年度	論文題目 ※ 課題研究論文	専攻領域
150	R3	健康経営に関わる産業保健師の活動内容と課題	地域看護学
151	R3	NICU看護師のケアにおけるMRSA伝播リスクの認識と感染予防ケアの実施状況	感染看護学
152	R3	遷延性人工呼吸に至る患者リスク因子の検討 －1施設の後ろ向き観察研究－ ※	臨床実践看護学
153	R3	外来看護師が認識する地域包括ケアにおける外来看護の役割 －外来看護師によるグループディスカッションからの検討－	慢性看護学
154	R3	消化器内視鏡技師資格をもつ看護師のワーク・エンゲイジメントと自律性との関連	慢性看護学
155	R3	医師と診療看護師(NP)との協働実践に関する質的研究 ※	臨床実践看護学
156	R3	フライトドクター・フライトナースの多職種連携コンピテンシーに関する全国調査 ※	臨床実践看護学
157	R3	診療看護師(NP)におけるエンパワメントについての検討 ※	臨床実践看護学
158	R3	パーキンソン病患者が感じる医療者の対応 －質問紙調査によるQOLとの関連性の量的分析－ ※	臨床実践看護学
159	R3	奄美大島の住民であり医療者が求めるルーラルナーシング －離島へき地における診療看護師(NP)の役割の考察－ ※	臨床実践看護学
161	R4	歯科診療におけるCOVID-19流行前後のPPEの使用状況と必要性の認識	感染看護学
162	R4	手術室看護師の器械出し中に発生した針刺し・切創の背景に関する実態調査	感染看護学
163	R4	特別養護老人ホームにおける看護師による入所者の感染徴候の把握と医療機関受診の現状	感染看護学
164	R4	診療看護師(NP)の自己効力感(Self-Efficacy)に関する影響要因 ※	臨床実践看護学
165	R4	集中治療室での早期リハビリテーションプロトコルの有効性 ※	臨床実践看護学
166	R4	診療看護師(NP)の職務満足に関連する要因分析 ※	臨床実践看護学
167	R4	COVID-19流行時の緩和ケア病棟における家族看護に対する看護師の認識と家族ケア ※	臨床実践看護学
168	R4	訪問看護におけるCOVID-19拡大に伴う標準予防策の認識・実施状況の変化	感染看護学
169	R4	入職時から新型コロナウイルス感染症病棟に勤務する看護師の看取り体験 ※	臨床実践看護学
170	R4	診療看護師(NP)のバーンアウトに影響を与える要因分析 ※	臨床実践看護学
171	R5	壮年期に介護離職した男性介護者の介護体験	在宅看護学
172	R5	教員が語る在宅看護の実践経験を活かしている在宅看護教育	在宅看護学
173	R5	なぜ父親は育児休業を取得するのか－育児休業前後の父親の思いに着目して－	母性看護学
174	R5	2歳児を育てている母親のしつけに対する思い	母性看護学
175	R5	居住型継続支援の適応となった妊産婦への支援と課題	地域看護学
176	R5	高度救命救急センターの救急外来に従事する看護師の惨事ストレスとレジリエンスとの関連 ※	臨床実践看護学
177	R5	在日ベトナム人女性の妊娠期から育児期の体験とソーシャル・ネットワーク	地域看護学
178	R5	看護師が認識する看護管理者のリーダーシップとワーク・エンゲイジメントの関係に影響を与える心理的安全性と自己成長意識についての調査	看護管理学
179	R5	COVID-19パンデミック初期において看護師が認識した看護師長のリスクコミュニケーションに関する実態調査 ※	感染看護学
180	R5	交通外傷患者の病院受け入れ準備からPrimary Surveyに至る診療看護師(NP)の臨床判断 ※	臨床実践看護学
181	R5	新人看護師のストレスと働きやすさの関連 ※	臨床実践看護学
182	R5	看護ミドルマネージャーの行動特性が組織学習に与える影響－看護管理者のキーコンピテンシーと獲得への外的要因－	看護管理学
183	R5	背板の使用が胸骨圧迫の深さ・リコイル・施行者の疲労度に与える影響；マネキンによるシミュレーション研究 ※	臨床実践看護学
184	R5	診療看護師(NP)の在宅の場での看取りに向けた看護実践 ※	臨床実践看護学
185	R5	看護管理者および看護師の情動知能と職場への感謝がモチベーションに与える影響	看護管理学
186	R5	Neonatal Intensive Care Unitにおける新生児の気管吸引に関するスコوپングレビュー ※	臨床実践看護学

## 西日本における看護系大学院博士後期課程設置状況

## &lt;愛知県下&gt;

設置	大学院名 研究科名 専攻名	開設年度
国公立	名古屋大学大学院 医学系研究科看護学専攻	H16
3校/	名古屋市立大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H17
3校	愛知県立大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H21
私立	人間環境大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H27
2校/	日本赤十字豊田看護大学大学院 看護学研究科共同看護学専攻	H28
13校		

## &lt;関西近畿ブロック&gt;

設置	都道府県	大学院名 研究科名 専攻名	開設年度
国公立	三重	三重大学大学院 医学系研究科看護学専攻	H28
9校/	京都	京都大学大学院 医学研究科人間健康科学系専攻	H21
13校	大阪	大阪大学大学院 医学系研究科保健学専攻	H12
	兵庫	神戸大学大学院 保健学研究科保健学専攻	H20
	京都	京都府立医科大学 保健看護学研究科保健看護学専攻	H30
	大阪	大阪公立大学大学院 看護学研究科看護学専攻	R4
	兵庫	兵庫県立大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H16
	兵庫	神戸市看護大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H18
	和歌山	和歌山県立医科大学大学院 保健看護学研究科保健看護学専攻	H25
私立	京都	京都橘大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H26
12校	京都	同志社女子大学大学院 看護学研究科看護学専攻	R2
/	大阪	大阪医科薬科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H26
27	大阪	関西医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H30
校	大阪	四天王寺大学大学院 看護学研究科看護学専攻	R2
	兵庫	関西国際大学大学院 看護学研究科看護学専攻	R2
	兵庫	関西福祉大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H29
	兵庫	甲南女子大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H30
	兵庫	姫路大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H31
	兵庫	神戸女子大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H31
	兵庫	武庫川女子大学大学院 看護学研究科看護学専攻	H29
	兵庫	兵庫大学大学院 看護学研究科看護学専攻	R2

## 愛知医科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程 3つのポリシー

### I ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

看護学研究科看護学専攻博士後期課程は、以下の要件を満たした大学院生に博士（看護学）の学位を授与する。

#### 【PhD コース】

- ア 看護学の研究者として、深い学識に基づいて、先駆的な研究課題を探究する研究能力を身につけている。
- イ 看護学の高い専門知識を有し、国際的・学際的な視点をもって研究を推進し、看護学の発展に寄与できる能力を身につけている。
- ウ 看護学の研究を継続し、研究成果を社会に発信していく看護学研究者・教育者としての能力を身につけている。

#### 【DNP コース】

- ア 高度看護実践の高い知識・技能を有し、看護実践の質向上・変革を探究し続ける高度看護実践者・管理者としての能力を身につけている。
- イ 看護実践の質向上・変革をもたらす実装的研究を推進するために必要な、創造的な研究能力を身につけている。
- ウ 実装的研究による組織や社会の変革を可能にするために、変革を提言しリードできる能力を身につけている。

### II カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

ディプロマ・ポリシーで示した能力を育成するために、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ア 看護学の学術的側面を学修する PhD コース，看護学の専門職的・実践的側面を学修する DNP コースを設置する。両コースにとっての基盤は共通であると考え、「共通科目」を設定する。また、それぞれのコースの専攻する専門分野に対応した講義・演習を含む「専門科目」と、学位論文の研究指導を行う「研究科目」を加えた3つの科目群により構成する。
- イ 教育研究の専門分野は、「基盤看護学分野」、「成育・療養看護学分野」、「包括・実践看護学分野」の3分野で構成する。
- ウ 「共通科目」においては、看護実践・看護学の学問的位置づけを探究する「看護科学哲学」、看護実践における研究の本質的意義を探究し、高度な研究方法論を修得する「看護学研究方法論」を必修科目として設定する。加えて、研究のために必要な高度統計学を修得する「高度社会統計学」及び教育力を高めるための「看護教育

学特論」を選択必修科目として設定する。

エ 「専門科目」においては、コース別に以下のように定める。

PhD コース：それぞれの看護学専門領域における国内外の研究動向を熟考し、自らの研究課題を見出し深化させていく能力を培うための「(各専攻領域) 看護学特論」と、自らの研究課題を探究し学位論文作成の基盤を確かにしていくための「(各専攻領域) 看護学演習」を設定する。

DNP コース：看護の質改善や組織変革等を実現させるために必要な知識を教授する「DNP 特論Ⅰ（組織論）」、「DNP 特論Ⅱ（政策論）」と、それらを実践していくための方策を探究し、企画・実践する能力を培う「DNP 演習」を設定する。

オ 学位論文の研究指導のために、コース別に以下のように「研究科目」を設定する。

PhD コース：「看護学特別研究」看護学の発展に寄与しうる研究課題を探究する研究過程を指導し、自立した高度な研究能力を培う。

DNP コース：「DNP プロジェクト研究」看護実践の質向上・改革に寄与しうるプロジェクトを企画・実践し、論文としてまとめる過程を指導し、高度看護実践者としての確かな基盤となる研究能力を培う。

### Ⅲ アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学を希望する人には以下のことを求める。

#### 【PhD コース】

ア 看護学の研究者・教育者として、研究課題を探究し続けるための基礎的な研究能力を有している。

イ 看護実践・看護学の専門性を希求し、看護学の発展に貢献しようとする意志を有している。

ウ 看護学の研究を自律して継続的に取り組む強い意志を有している。

#### 【DNP コース】

ア 高度看護実践者・管理者としての誇りをもち、看護実践の質向上・変革を探究し続ける強い意思を有している。

イ 看護実践の質向上・変革を探究するための基礎的な研究能力を有している。

ウ 実装的研究を指向し、それを実践に活かしていくためのリーダーシップ能力を有している。

### 3つのポリシーと教育課程の対応表

育成する人材像

ディプロマ・ポリシー (DP)

カリキュラム・ポリシー (CP)

アドミッション・ポリシー

**PhDコース**

ア 自立した専門職者として高度な研究能力を有し、グローバルかつ学際的に看護学を探究し続ける人材を育成する。

イ 看護学を探究し、看護学の学術性を深めていく能力を有した人材を育成する。

ウ 看護学研究を主導し牽引していくことのできる研究者・教育者となる人材を育成する。

**PhDコース**

A 看護学の研究者として、深い学識に基づいて、先駆的な研究課題を探究する研究能力を身につけている。

B 看護学の高い専門知識を有し、国際的・学際的な視点をもって研究を推進し、看護学の発展に寄与できる能力を身につけている。

C 看護学の研究を継続し、研究成果を社会に発信していく看護学研究者・教育者としての能力を身につけている。

**DNPコース**

ア 高度看護実践者として卓越した知識・技能をもち、看護実践の質向上・変革を押し進めることのできる人材を育成する。

イ 高度看護実践者として実証的研究を推進するために必要な研究能力を有する人材を育成する。

ウ 実証的研究を実現していくことのできる人材を育成する。

**DNPコース**

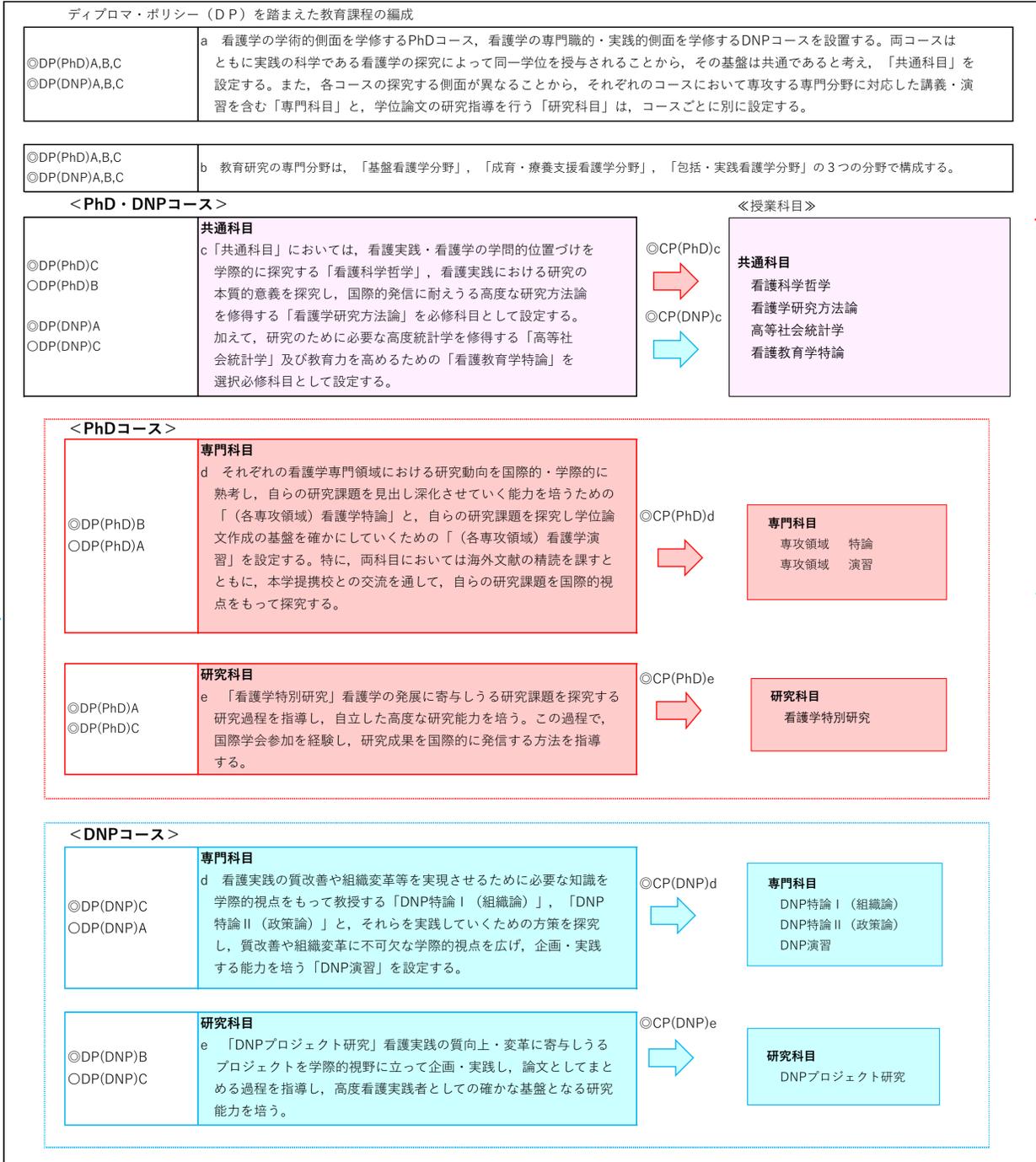
A 高度看護実践の高い知識・技能を有し、看護実践の質向上・変革を探究し続ける高度看護実践者・管理者としての能力を身につけている。

B 看護実践の質向上・変革をもたらす実証的研究を推進するために、学際的視点をもった創造的な研究能力を身につけている。

C 実証的研究による組織や社会の変革を可能にするために、変革を提言しリードできる能力を身につけている。

\* 育成する人材像のA~ウの全体が、ディプロマ・ポリシーのA~Cの全体に対応している。

※ ◎DP, CP, 授業科目が直接的に対応していることを示す。  
○DP, CP, 授業科目が関与していることを示す。



**PhDコース**：研究・教育の場において看護学を探究し、国際的・学際的に看護学の学術的発展を目指すコース

ア 看護学の研究者・教育者として、研究課題を探究し続けるための基礎的な研究能力を有している。

イ 看護実践・看護学の専門性を希求し、看護学の発展に貢献しようとする強い意志を有している。

ウ 看護学の研究を自立して継続的に取り組む強い意志を有している。

**DNPコース**：実践・教育の場において看護実践の質向上・変革を実現し、看護の専門的・実践的発展を目指すコース

ア 高度看護実践者・管理者としての誇りをもち、看護実践の質向上・変革を探究し続ける強い意志を有している。

イ 看護実践の質向上・変革を探究するための基礎的な研究能力を有している。

ウ 実証的研究を指向し、それを実践に活かしていくためのリーダーシップ能力を有している。

## PhD コース 履修モデル 標準3年モデル・長期履修4年モデル

## 標準3年・長期履修4年の受講科目と受講年次

科目	授業科目の名称	配当 年次	必 選	単 位	標準（3年） 受講年次	長期（4年） 受講年次
共通 科目	看護科学哲学	1 前	必	2	1 前	1 前
	看護学研究方法論	1 前	必	2	1 前	1 前
	高等社会統計学	1 後	選必	2		2 前
	看護教育学特論	1 後	選必	2	1 後	
(小計 6 単位)						
専門 科目	専攻領域看護学特論	1 前	必	2	1 前	1 後
	専攻領域看護学演習	1 後	必	2	1 後	2 前
(小計 4 単位)						
研究 科目	看護学特別研究	1～3 通年	必	8	1～3 通年	1～4 通年
(小計 8 単位)						
修得単位数 18 単位						

## 標準3年・長期履修4年の受講科目の学年進行

	1 年前	1 年後	2 年前	2 年後	3 年前	3 年後	4 年前	4 年後
標 準 3 年	看護科学哲学 看護学研究方 法論 看護学特論 特別研究	看護教育学特論 看護学演習 特別研究	特別研究→ → → → → → 特別研究完成					
長 期 履 修 4 年	看護科学哲学 看護学研究方 法論 特別研究	看護学特論 特別研究	高等社会統計学 看護学演習 特別研究	特別研究→ → → → → → → 特別研究完成				

DNP コース 履修モデル 標準3年モデル・長期履修4年モデル

標準3年・長期履修4年の受講科目と受講年次

科目	授業科目の名称	配当年次	必選	単位	標準（3年） 受講年次	長期（4年） 受講年次
共通	看護科学哲学	1前	必	2	1前	1前
	看護学研究方法論	1前	必	2	1前	1前
	高等社会統計学	1後	選必	2		2前
	看護教育学特論	1後	選必	2	1後	
(小計6単位)						
専門	DNP 特論Ⅰ（組織論）	1前	必	2	1前	1後
	DNP 特論Ⅱ（政策論）	1前	必	2	1前	2前
	DNP 演習	1後	必	2	1後	2後
(小計6単位)						
研究	プロジェクト研究	1～3 通年	必	6	1～3 通年	1～4 通年
(小計6単位)						
修得単位数 18 単位						

標準3年・長期履修4年の受講科目の学年進行

	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前・後	4年前・後
標準 3 年	看護科学哲学 看護学研究方法論 DNP 特論Ⅰ DNP 特論Ⅱ DNP プロジェクト 研究	看護教育学特論 DNP 演習 DNP プロジェクト 研究	DNP プロジェクト 研究 → → → → → → → 研究完成			
長期 4 年	看護科学哲学 看護学研究方法論 DNP プロジェクト 研究	DNP 特論Ⅰ DNP プロジェクト 研究	高等社会統計学 DNP 特論Ⅱ DNP プロジェクト 研究	DNP 演習 DNP プロジェクト 研究	DNP プロジェクト 研究 → → → → 研究完成	

令和7年度博士後期課程（PhDコース・DNPコース）前学期授業時間割（案）

曜日	時限	時間	4/7	4/14	4/21	4/28	5/5	5/12	5/19	5/26	6/2	6/9	6/16	6/23	6/30	7/7	7/14	7/21	7/28	8/4	8/11	8/18	8/25	9/1	9/8	9/15	9/22	9/29	
月	1	9:00~10:30																	海の日	夏季休業									
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30	研究科目（看護学特別研究・DNPプロジェクト研究） ※日程については、受講者の予定も鑑み、担当教員と相談の上、柔軟に対応																										
	7	19:40~21:10																											
火	1	9:00~10:30	4/1	4/8	4/15	4/22	4/29	5/6	5/13	5/20	5/27	6/3	6/10	6/17	6/24	7/1	7/8	7/15	7/22	7/29	8/5	8/12	8/19	8/26	9/2	9/9	9/16	9/23	9/30
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30	研究科目（看護学特別研究・DNPプロジェクト研究） ※日程については、受講者の予定も鑑み、担当教員と相談の上、柔軟に対応																										
	7	19:40~21:10																											
水	1	9:00~10:30	4/2	4/9	4/16	4/23	4/30	5/7	5/14	5/21	5/28	6/4	6/11	6/18	6/25	7/2	7/9	7/16	7/23	7/30	8/6	8/13	8/20	8/27	9/3	9/10	9/17	9/24	10/1
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30	(領域) 看護学特論①~⑮																										
	7	19:40~21:10																											
木	1	9:00~10:30	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24	7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25	10/2
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30	DNP特論 I (組織論) ①~⑮																										
	7	19:40~21:10																											
金	1	9:00~10:30	4/4	4/11	4/18	4/25	5/2	5/9	5/16	5/23	5/30	6/6	6/13	6/20	6/27	7/4	7/11	7/18	7/25	8/1	8/8	8/15	8/22	8/29	9/5	9/12	9/19	9/26	10/3
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30	DNP特論 II (政策論) ①~⑮																										
	7	19:40~21:10																											
土	1	9:00~10:30	4/5	4/12	4/19	4/26	5/3	5/10	5/17	5/24	5/31	6/7	6/14	6/21	6/28	7/5	7/12	7/19	7/26	8/2	8/9	8/16	8/23	8/30	9/6	9/13	9/20	9/27	10/4
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30	看護学哲学④	看護学哲学⑤~⑧	憲法記念日	看護学哲学⑨~⑫	看護学哲学⑬~⑮	看護研究方法論①~④	看護研究方法論⑤~⑧	看護研究方法論⑨~⑫	看護研究方法論⑬~⑮																		
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30																											
	7	19:40~21:10																											
日	1	9:00~10:30	4/6	4/13	4/20	4/27	5/4	5/11	5/18	5/25	6/1	6/8	6/15	6/22	6/29	7/6	7/13	7/20	7/27	8/3	8/10	8/17	8/24	8/31	9/7	9/14	9/21	9/28	10/5
	2	10:40~12:10																											
	3	13:00~14:30																											
	4	14:40~16:10																											
	5	16:20~17:50																											
	6	18:00~19:30																											
	7	19:40~21:10																											

令和7年度博士後期課程（PhDコース・DNPコース）後学期授業時間割（案）

曜日	時限	時間	9/29	10/6	10/13	10/20	10/27	11/3	11/10	11/17	11/24	12/1	12/8	12/15	12/22	12/29	1/5	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9	2/16	2/23	3/2	3/9	3/16	3/23															
月	1	9:00~10:30	夏季休業		スポーツの日			文化の日			振替休日				冬季休業		成人の日							天皇誕生日					春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												研究科目（看護学特別研究・DNPプロジェクト研究） ※日程については、受講者の予定も鑑み、担当教員と相談の上、柔軟に対応													
	7	19:40~21:10																																									
火	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業														春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												研究科目（看護学特別研究・DNPプロジェクト研究） ※日程については、受講者の予定も鑑み、担当教員と相談の上、柔軟に対応													
	7	19:40~21:10																																									
水	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業									建国記念日の日					春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												(領域) 看護学演習①~⑩													
	7	19:40~21:10																																									
木	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業														春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												DNP演習①~⑩													
	7	19:40~21:10																																									
金	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業														春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												研究科目（看護学特別研究・DNPプロジェクト研究） ※日程については、受講者の予定も鑑み、担当教員と相談の上、柔軟に対応													
	7	19:40~21:10																																									
土	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業														春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																												高等社会統計学①~④	高等社会統計学⑤~⑧	高等社会統計学⑨~⑫	高等社会統計学⑬~⑮	看護教育学特論①~④	看護教育学特論⑤~⑧	看護教育学特論⑨~⑫	看護教育学特論⑬~⑮						
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																																									
	7	19:40~21:10																																									
日	1	9:00~10:30	夏季休業												冬季休業														春季休業														
	2	10:40~12:10																																									
	3	13:00~14:30																																									
	4	14:40~16:10																																									
	5	16:20~17:50																																									
	6	18:00~19:30																												勤労感謝の日													
	7	19:40~21:10																																									

## 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール (PhD コース)

## 標準 (3年)

		スケジュール	教員の指導	学生の活動
1年	前期	4月	研究指導・副指導教員 決定  研究指導開始	共通・専門科目の受講  文献検索・文献の精読
	後期	1月 研究計画発表会 研究計画書審査  3月 倫理審査	研究計画書作成指導  倫理申請書作成指導  研究指導	共通・専門科目の受講  研究計画書提出・発表  倫理審査申請書作成  研究活動の遂行
2年	前期・後期	2～3月中間発表会	学術誌への投稿指導  論文執筆指導	↓ ↓ ↓投稿原稿執筆 ↓ ↓論文執筆 ↓
3年	前期			論文執筆
	後期	11月 予備審査  1～2月 本審査 2月 公開論文発表会 3月 合否判定 学位授与	予備審査に基づいて、論文の修正等の指導	論文完成  本論文の完成 公開発表準備 公開発表

長期履修（4年）

		スケジュール	教員の指導	学生の活動
1年	前期	4月	研究指導・副指導教員 決定	共通科目の受講
	後期		研究指導開始	共通・専門科目の受講 文献検索・文献の精読
2年	前期	7月 研究計画発表会 研究計画書審査 9月 倫理審査	研究計画書作成指導 倫理申請書作成指導	共通・専門科目の受講 研究計画書提出・発表 倫理審査申請書作成
	後期		研究指導	研究活動の遂行 ↓
3年	前・後期	2～3月中間発表会	学術誌への投稿指導 論文執筆指導	↓ ↓ ↓投稿原稿執筆 ↓ ↓論文執筆準備 ↓
4年	前期			論文執筆 ↓
	後期	11月 予備審査 1～2月 本審査 2月 公開論文発表会 3月 合否判定 学位授与	予備審査に基づいて、論文の修正等の指導	論文完成 本論文の完成 公開発表準備 公開発表

## 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール (DNP コース)

## 標準 (3年)

		スケジュール	教員の指導	学生の活動
1年	前期	4月	研究指導・副指導教員 決定 プロジェクト研究指導開始	共通科目, DNP I・IIの 受講  文献検索・文献の精読
	後期	1月 研究計画発表会 研究計画書審査  3月 倫理審査	プロジェクト企画書作成 指導  倫理申請書作成指導	共通科目, DNP 演習の 受講 プロジェクト企画書提出・発表  倫理審査申請書作成
2年	前期・後期	2～3月 中間発表会	プロジェクト実施の指導  プロジェクト評価指導  学術誌への投稿指導	プロジェクト実施 ↓ ↓ ↓ プロジェクト評価  投稿原稿執筆
3年	前期		論文執筆指導	論文執筆
	後期	11月 予備審査  1～2月 本審査 2月 公開論文発表会 3月 合否判定 学位授与	予備審査に基づいて、論文の修正等の指導	↓ 論文完成  本論文の完成 公開発表準備 公開発表

長期履修（4年）

		スケジュール	教員の指導	学生の活動
1年	前期	4月	研究指導・副指導教員 決定 プロジェクト研究指導 開始	共通科目の受講
	後期		プロジェクト研究指導	共通科目・DNP 特論Ⅰの 受講 文献検索・文献の精読
2年	前期	7月 研究計画発表会 プロジェクト 企画審査  9月 倫理審査	プロジェクト企画書作成 指導  倫理申請書作成指導	共通科目・DNP 特論Ⅱの 受講 プロジェクト企画提出・ 発表  倫理審査申請書作成
	後期		プロジェクト実施指導	DNP 演習の受講  プロジェクト実施
3年	前・ 後期	2～3月 中間発表会	論文執筆指導  プロジェクト評価指導  学術誌への投稿指導  論文執筆指導	↓ ↓ ↓論文執筆準備 ↓ プロジェクト評価  投稿原稿執筆
4年	前期			論文執筆 ↓
	後期	11月 予備審査  1～2月 本審査 2月 公開論文発表会 3月 合否判定 学位授与	予備審査に基づいて、 論文の修正等の指導	論文完成  本論文の完成 公开发表準備 公开发表

## ○愛知医科大学看護学部倫理審査実施等規程

平成14年10月8日制定

## 改正

平成15年2月13日一部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成16年5月1日一部改正  
平成17年2月8日一部改正  
平成18年6月13日一部改正  
平成20年10月1日一部改正  
平成21年9月8日一部改正  
平成22年3月1日一部改正  
平成23年10月11日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成27年8月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成29年10月1日一部改正  
令和4年4月1日一部改正

## 愛知医科大学看護学部倫理審査実施等規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究等に関する倫理規程第2条第4項の規定に基づき、愛知医科大学看護学部及び看護学研究科（以下「看護学部等」という。）の倫理審査の実施等に関し必要な事項を定める。

## (基本方針)

第2条 看護学部等の倫理の基本方針は、次のとおりとする。

- 一 看護学部等の教員及び学生（以下「教員等」という。）が、人を対象とした研究・教育・実践（以下「研究等」という。）を行う場合において、これが生命倫理と看護倫理の国際基準に沿って正しく実施されること。
- 二 看護学部等以外の者が、看護学部等の教員等を対象とした研究を行う場合において、これが生命倫理と看護倫理の国際基準に沿って正しく実施されること。
- 三 看護学部等の教員等に対する人権尊重や人権擁護についての倫理的意識の向上を図ること。

## (研究等の監督)

第3条 看護学部長（以下「学部長」という。）は看護学部等における研究等の実施に関し、計画書に従って適正に研究等が実施されるよう監督するものとする。

## (研究責任者の資格)

第4条 研究等の責任者（以下「研究責任者」という。）となることができる者は、次のとおりとする。

- 一 愛知医科大学（以下「本学」という。）の教員
- 二 本学の名誉教授
- 三 その他学部長が認めた者

## (倫理委員会)

第5条 前条の目的を達成するため、看護学部看護学部倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、原則として、月1回開催するものとする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、随時委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、次の業務を行う。
  - 一 研究等に関して申請された実施計画（以下「実施計画」という。）の審査（以下単に「審査」という。）

- 二 研究等における倫理のあり方に関する基本的事項の調査
- 三 倫理に関する教員等への助言及び啓蒙活動
- 四 その他看護学部等の倫理に関し学部長が必要と認めた事項

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専門基礎科学系の教員1名
  - 二 看護専門科学系の教員4名
  - 三 看護学部以外の人文・社会科学の有識者2名以内
  - 四 一般の立場の者2名以内
  - 五 その他学部長が必要と認める者若干名
- 2 前項の委員は、男女両性が加わることとし、教授会の議を経て学部長が委嘱する。
- 3 学部長は、必要に応じて委員会に出席することができる。
- 4 第1項第1号から第3号までの委員の任期は2年、第4号及び第5号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会に副委員長2名以内を置き、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第6条第1項第3号及び第4号の委員1名以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

- 2 実施計画の対象となる研究等に関わる委員は、当該審査に加わることができない。
- 3 委員会は、委員以外の議事に関連する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 審査の経過及び判定は、記録として保存する。

(審査)

第9条 審査は、書面審査を原則とし、必要に応じて面接を実施する。また、迅速審査等ができるものとする。

- 2 委員会は、申請された実施計画について、倫理的観点及び科学的観点から、研究等に係る研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて、中立的かつ公正に審査するものとする。
- 3 実施計画の判定は、委員会における出席委員全員の合意を原則とする。ただし、意見の一致に至らないときは、出席者の3分の2以上の合意により判定できるものとする。
- 4 実施計画の判定は、次による。
  - 一 承認
  - 二 継続審査
  - 三 不承認
  - 四 非該当

5 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(申請手続等)

第10条 申請者は、原則として、研究責任者とする。ただし、委員会が認めるときは、この限りではない。

- 2 申請者は、委員会開催の10日前までに、所定の倫理審査申請書を委員長に提出しなければならない。申請が承認され、研究等の実施が許可された後に研究等の実施計画等を変更する場合には、変更箇所を明示した所定の倫理審査申請書（実施計画等変更許可願）を委員長に提出しなければならない。
- 3 委員長は、委員会における審査終了後、速やかにその判定を所定の倫理審査結果通知書により申請者に通知しなければならない。
- 4 審査の結果第9条第4項第2号に該当した場合は、当該申請者は修正した倫理審査申請書により、再申請することができる。
- 5 申請者は、審査の結果に異議のあるときは、結果通知書の受理後、10日以内に理由書を添えて再審査を求めることができる。

6 申請者は、当該研究等の実施が適当であると認められた場合は、所定の研究許可願書に倫理審査申請書、その他必要な書類を添えて学部長に申請し、実施の許可を求めなければならない。

7 学部長は、前項の規定により実施の許可を求められた場合は、委員会の意見を尊重しつつ、当該研究等の実施の許可又は不許可その他研究等に関し必要な措置について決定し、その内容を所定の研究許可書により申請者に通知するものとする。

(研究責任者の義務)

第11条 研究等において人命に関わる緊急事態が発生したときは、研究責任者が直ちに学部長及び委員長にその旨報告し、研究継続の適否等の指示を仰がなければならない。

(研究の終了、中止及び継続)

第12条 研究責任者は、当該研究を終了し、若しくは中止したとき、又は研究終了予定日以降も継続して研究を行うときは、所定の研究状況報告書により委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告があった場合は、委員会に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(専門委員会)

第13条 委員会に、専門事項を調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門事項に係わる学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(教育機会の確保)

第14条 学部長は、研究等の実施の前に、教員等が必要な教育を受けることができるよう措置を講じるものとする。

2 学部長は、委員会の委員及びその事務に従事する者が審査及び関連する業務に関する教育を受けることができるよう措置を講じるものとする。

(個人情報)

第15条 学部長は、個人情報の適切な運用をはかるため、関係法令等を遵守させるものとする。

(情報の開示)

第16条 研究責任者は、介入研究の研究過程における透明性を確保する観点から、外部の機関に研究概要等の情報を開示するものとする。

2 学部長は、関係規則や委員会の記録等の情報を外部の機関に開示するものとする。

(記録の保存)

第17条 学部長は、研究等の実施許可に係る書類を当該研究等の終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、看護学部事務部の保管庫で保管するものとする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、看護学部等の倫理審査実施等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年10月8日から施行する。

2 最初の第3条第1項各号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成15年2月13日一部改正)

この規程は、平成15年2月13日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月1日一部改正)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月8日一部改正)

この規程は、平成17年2月8日から施行する。

附 則 (平成18年6月13日一部改正)

この規程は、平成18年6月13日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日一部改正)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月8日一部改正)

この規程は、平成21年9月8日から施行する。

附 則（平成22年3月1日一部改正）

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年10月11日一部改正）

この規程は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成24年4月1日一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日一部改正）

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日一部改正）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日一部改正）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際改正前の愛知医科大学看護学部倫理規程の規定により審査中又は実施中の研究等の取扱いについては、なお従前の例による。

## ○愛知医科大学学位規程（案）

昭和55年4月1日制定

## 改正

平成4年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年1月6日一部改正

平成17年12月12日一部改正

平成25年9月17日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

## 愛知医科大学学位規程

## （趣旨）

第1条 愛知医科大学（以下「本学」という。）において授与する学位については、愛知医科大学学則及び愛知医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## （学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次のとおり専攻分野を付記するものとする。

## 一 学士

学士（医学）

学士（看護学）

## 二 修士

修士（看護学）

## 三 博士

博士（医学）

博士（看護学）

2 本学の学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

第3条 削除

(課程による者の学位論文等の提出)

第4条 大学院学則第18条第1項により学位論文を提出し、審査を受けようとする者及び大学院学則第18条第2項により当該研究科の研究科委員会（以下「当該委員会」という。）の許可を得て学位論文を提出し、審査を受けようとする者は、次の書類を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

一 医学研究科

ア 論文審査願

イ 論文要旨

ウ 履歴書

二 看護学研究科

ア 論文審査願

イ 論文要旨

ウ 履歴書

2 前項により提出する学位論文は、1編とする。

3 第1項の学位論文には、参考論文を添付することができる。

(課程による者の課題研究論文等の提出)

第4条の2 看護学研究科において大学院学則第17条第1項ただし書の規定に基づき特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究論文」という。）の審査を受けようとする者は、次の書類を添え、看護学研究科長を経て学長に提出するものとする。

一 課題研究論文審査願

二 課題研究論文要旨

三 履歴書

2 前項により提出する課題研究論文は、1編とする。

3 第1項の課題研究論文には、参考論文を添付することができる。

(学位論文又は課題研究論文の受理)

第5条 学位論文又は課題研究論文（以下「学位論文等」という。）の受理は、当該委員会の議を経て学長が決定する。

2 受理した学位論文等は、当該委員会にその審査を付託する。

3 受理した学位論文等は、いかなる事由があっても返付しない。

(審査委員会)

第6条 前条第2項により学位論文等の審査を付託された当該委員会は、構成員の中から3名以上の審査委員を選出し、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、必要に応じ、審査委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、学位論文等の審査の結果が著しく不十分な場合には、最終試験を行わないことがある。

2 審査委員会は、学位論文等の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験は、学位論文等の審査を終了した者に対し、学位論文等を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、学位論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、それぞれの論文の審査の要旨及び最終試験の成績を、文書をもって当該委員会に報告しなければならない。

2 第7条第1項ただし書により最終試験を行わないときは、その旨を文書をもって当該委員会に報告しなければならない。

(当該委員会の議決)

第11条 当該委員会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否につき議決する。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第12条 大学院学則第21条による博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び研究歴証明書並びに学位審査手数料を添え、医学研究科長を経て学長に提出するものとする。

第13条 削除

(学力の確認)

第14条 第12条による学位申請者に対しては、学位論文の受理にあたり、学力の確認のた

め、口頭試問又は筆答試問を行うものとする。試問は、外国語（原則として2カ国語）及び専攻学術に関し博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

2 第12条による学位申請者が、医学研究科において所定の年限在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者で、退学した日から3年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。

（課程によらない者の審査等）

第15条 第12条による学位申請者の学位論文の受理、審査、試験等については、第5条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第7条第1項、第8条、第9条及び第10条中「最終試験」とあるのは「試験」と、第11条中「課程修了の可否」とあるのは「学位論文及び試験（第16条において単に「学位論文」という。）の合否」と読み替えるものとする。

（学位の授与）

第16条 学長は、第11条の議決に基づき、課程修了の可否又は学位論文の合否を決定し、課程修了又は学位論文の合格を決定した者に学位を授与する。

2 課程修了を否決し、又は学位論文の不合格を決定した者には、その旨通知する。

（審査要旨の公表）

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

（学位論文の公表）

第18条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第19条 削除

(学位授与の報告)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第21条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位を授与された事実が判明したとき。
- 二 名誉を汚辱する行為があつたとき。

(学位記)

第22条 学位記は、別記様式第1号から別記様式第6号のとおりとする。

(審査手数料)

第23条 学位審査手数料については、愛知医科大学大学院における学位審査手数料及び入学検定料等に関する規程の定めるところによる。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、学位の審査等に関し必要な事項は、当該研究科長が定める。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、大学運営審議会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日一部改正)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別記様式1及び別記様式2の改正規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成12年4月1日一部改正)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日一部改正)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日一部改正)

この規程は、平成17年12月12日から施行する。

附 則（平成25年 9月17日一部改正）

この規程は、平成25年 9月17日から施行し、平成25年 4月 1日以降の博士（医学）学位  
取得者から適用する。

附 則（平成27年 4月 1日一部改正）

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 4月 1日一部改正）

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 7年 4月 1日一部改正）

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別記様式第 1 号（第22条関係）

学士（医学）

第 号	愛知医科大学長  印	年 月 日	学位を授与する	したことを認め学士（医学）の	課程を修めて本学を卒業	本学医学部医学科所定の	年 月 日生	氏 名	公 印	本籍（都道府県名）	卒業証書・学位記

別記様式第 2 号（第22条関係）

学士（看護学）





学位記

本籍(都道府県名)

氏名

年 月 日生

本学大学院看護学研究科の  
博士後期課程を修了したので  
博士(看護学)の学位を授与する

年 月 日

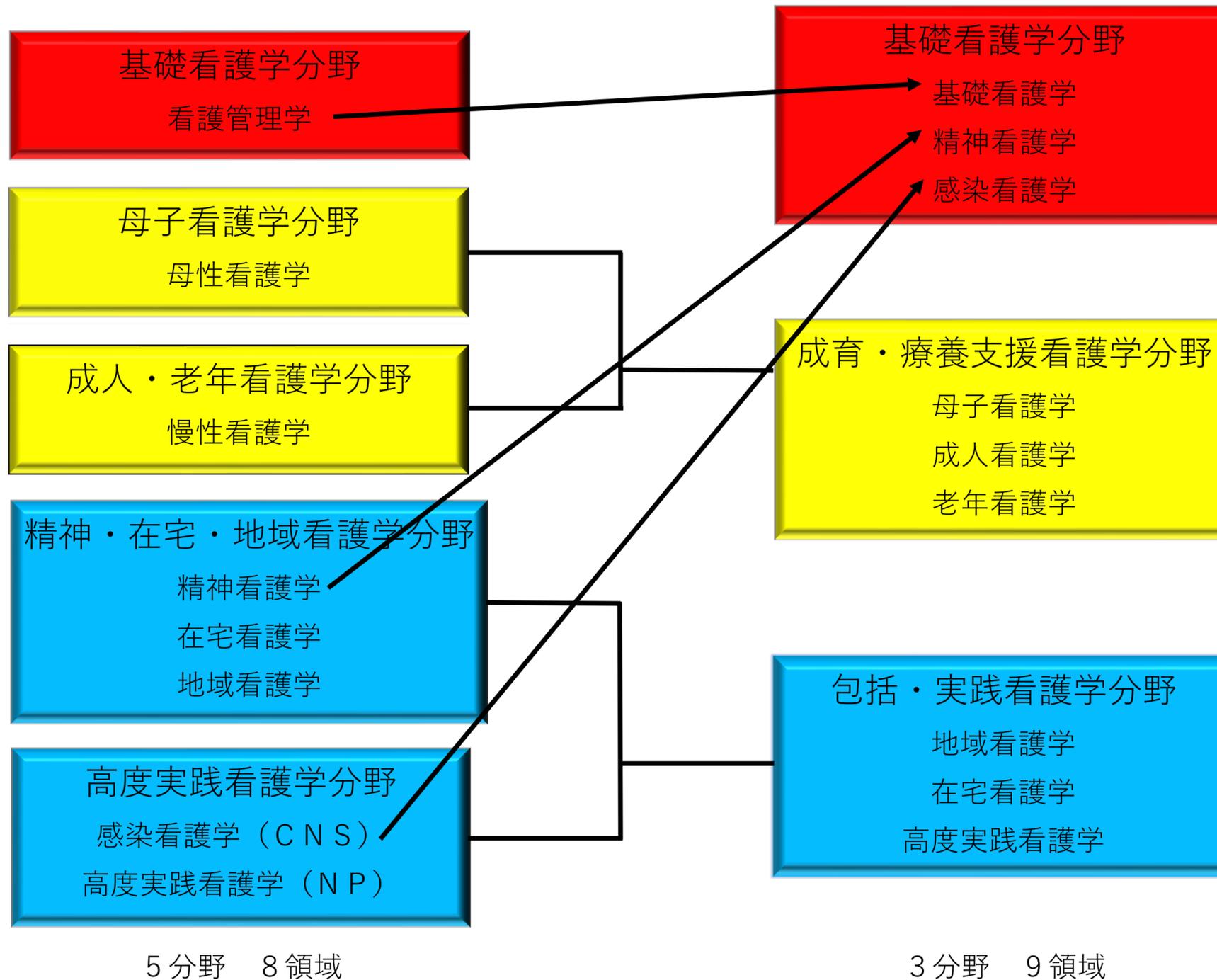
愛知医科大学 印

第 号

### 修士課程と博士後期課程の関係

< 修士課程 >

< 博士後期課程 >



## ○愛知医科大学大学院看護学研究科長期履修制度規程（案）

平成26年4月1日制定

## 改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年1月16日一部改正

令和元年5月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

## 愛知医科大学大学院看護学研究科長期履修制度規程

## （趣旨）

第1条 この規程は、愛知医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条の2の規定に基づき、看護学研究科における「長期にわたる教育課程の履修」（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

## （資格）

第2条 長期履修を申請できる者は、本学大学院看護学研究科博士前期課程の修士論文コース及び高度実践看護師（専門看護師〔CNS〕）コース又は博士後期課程に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限内での修学が困難な者とする。

- （1） 職業を有する者
- （2） 育児、介護等を行う必要がある者
- （3） その他やむを得ない事情を有している者

## （申請手続）

第3条 長期履修を希望する者は、入学前の所定の期日までに、長期履修申請書〔入学時申請〕（様式1）に必要書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 博士前期課程において入学後に長期履修を希望する者は、第1学年の1月末日までに、長期履修申請書〔入学後申請〕（様式2）に必要書類を添えて学長に提出しなければならない。

3 入学後の申請は、特段の事情の変化があると認められた場合に限り許可する。

## （長期履修の許可）

第4条 長期履修の許可は、看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

(長期履修の期間)

第5条 長期履修の期間は、博士前期課程においては入学時から起算して3年、博士後期課程においては入学時から起算して4年とする。ただし、休学期間は当該期間には算入しない。

2 長期履修の開始時期は、学年の始めとし、学年の途中から開始することはできない。

(長期履修期間の短縮)

第6条 長期履修期間の短縮を希望する者は、第1学年の1月末日までに長期履修期間短縮申請書(様式3)に必要書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 長期履修期間の短縮は、1年単位で行うものとする。

3 長期履修期間の短縮は、特段の事情の変化があると認められた場合に限り許可し、許可後の申請取下げは認めない。

(学納金)

第7条 長期履修は、標準修業年限在学する学生との均衡に配慮し、学生の負担軽減を図る観点から、修業年限分の学納金総額を長期履修の期間で分割して納めることとし、その額は次のとおりとする。

《入学時申請者(博士前期課程)》

(修士論文コース)

	初年度	2年目	3年目
授業料	400,000円	400,000円	400,000円
教育充実費	100,000円	50,000円	50,000円

(高度実践看護師(専門看護師[CNS])コース)

	初年度	2年目	3年目
授業料	400,000円	400,000円	400,000円
教育充実費	100,000円	50,000円	50,000円
実験実習費	50,000円	50,000円	50,000円

《入学時申請者(博士後期課程)》

	初年度	2年目	3年目	4年目
授業料	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円
教育充実費	90,000円	70,000円	70,000円	70,000円

《入学後申請者（博士前期課程）》

（修士論文コース）

	初年度	2年目	3年目
授業料	600,000円	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	50,000円	50,000円

（高度実践看護師（専門看護師〔CNS〕）コース）

	初年度	2年目	3年目
授業料	600,000円	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	50,000円	50,000円
実験実習費	50,000円	50,000円	50,000円

《短縮許可者（博士前期課程）》

（修士論文コース）

	初年度	2年目
授業料	400,000円	800,000円
教育充実費	100,000円	100,000円

（高度実践看護師（専門看護師〔CNS〕）コース）

	初年度	2年目
授業料	400,000円	800,000円
教育充実費	100,000円	100,000円
実験実習費	50,000円	100,000円

《短縮許可者（博士後期課程）》

	初年度	2年目	3年目
授業料	450,000円	675,000円	675,000円
教育充実費	90,000円	105,000円	105,000円

2 長期履修学生は、大学院学則に基づき、指定された期日までに学納金を納入しなければならない。

3 長期履修期間を超えて在学することとなった場合の学納金は、一般学生の2年度以降の額とする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、委員会の議を経て看護学研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日一部改正）

1 この規程は、平成29年1月16日から施行する。

2 平成27年度入学生の長期履修期間の短縮及び短縮した場合の学納金の納付については、改正後の第6条及び第7条の規定にかかわらず、学長が別に定める。

附 則（令和元年5月1日一部改正）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式1 (第3条関係)

様式1 (第3条関係)

## 長期履修申請書 [入学時申請]

愛知医科大学長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

下記のとおり長期履修制度の適用を申請します。

### 記

1 申請資格 (該当するものに☑をつけてください。)

- 職業を有する者で標準修業年限で修了することが困難な者
  - 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難な者
  - その他止むを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難な者
- ※ 申請理由を証明する書面を添付すること。

2 申請理由


3 履修計画

1年目	
2年目	
3年目	
4年目 (博士後期課程のみ)	

研究指導教員名 \_\_\_\_\_ ㊞

様式2 (第3条関係)

様式2 (第3条関係)

長期履修申請書 [入学後申請]

年 月 日

愛知医科大学長 殿

教育研究分野	分野
専攻領域	領域
学籍番号	
氏 名	印

下記のとおり長期履修制度の適用を申請します。

記

1 希望する長期履修期間

年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 31 日
------------------------

2 申請理由 (入学後に生じた特段の事情の変化)


3 履修計画

1年目	
2年目	
3年目	

4 教員の意見

研究指導教員 印

※ 申請理由を証明する書面を添付すること。

様式3 (第6条関係)

様式3 (第6条関係)

長期履修短縮申請書

年 月 日

愛知医科大学長 殿

教育研究分野	分野
専攻領域	領域
学籍番号	
氏 名	印

下記のとおり長期履修制度短縮の適用を申請します。

記

1 申請する履修期間

年4月1日 ~ 年3月31日
許可済の長期履修期間 ( 年4月1日 ~ 年3月31日)

2 申請理由 (特段の事情の変化)


3 履修計画

1年目	
2年目	
3年目 (博士後期課程のみ)	

4 教員の意見

研究指導教員 印

※ 申請理由を証明する資料があれば書面を添付すること。

## ○学校法人愛知医科大学定年規程

昭和56年11月18日制定

## 改正

昭和61年5月28日一部改正

平成13年6月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

## 学校法人愛知医科大学定年規程

## (目的)

第1条 この規程は、就業規則第23条の規定に基づき、職員の定年に関する事項を定めることを目的とする。

## (定年退職日)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。ただし、第4条及び第5条に規定する者が継続雇用（定年退職後引き続き雇用することをいう。以下同じ。）を希望する場合は、65歳まで継続雇用する。

2 前項ただし書の規定により継続雇用する者の分限及び雇用条件は、個別に協議して定める。

## (教授・准教授の定年)

第3条 教授及び准教授の定年は、年齢65年とする。

## (講師・助教の定年)

第4条 講師及び助教の定年は、年齢60年とする。

## (その他の職員の定年)

第5条 前2条に定める職員以外の職員の定年は、年齢60年とする。

## (適用除外)

第6条 この規程は、理事長が特に必要と認める者には適用しない。この場合において、大学教員にあつては、学長の推薦によるものとする。

## 附 則

この規程は、昭和56年11月18日から施行する。

## 附 則（昭和61年5月28日一部改正）

1 この改正は、昭和61年5月28日から施行する。

2 現に定年を超えて採用している者の定年及び定年退職日は、この規程にかかわらず、それぞれについて理事長が定める。

## 附 則（平成13年6月1日一部改正抄）

1 この規程は、平成13年6月1日から施行する。

## 附 則（平成17年4月1日一部改正抄）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則（平成19年4月1日一部改正抄）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則（平成21年4月1日一部改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## ○定年退職後に雇用する教員の分限等について

平成29年4月1日理事長裁定

改正

令和2年4月1日一部改正

## 定年退職後に雇用する教員の分限等について

定年退職後であっても、余人をもって代えがたい能力を有することから本学での活躍が特に期待できる教員を雇用するために必要な事項を定める。

## 1 常勤による雇用の場合

(1)	職名・定義	特命教授	本学又は学外の大学等で定年退職時に教授の職にあった教員	
		特務教授	本学又は学外の大学等で定年退職時に教授に準ずる職にあった教員	
(2)	委嘱	理事長は、教員人事委員会の議を経て委嘱する。		
(3)	委嘱期間	当該委嘱年度限りとし、継続を妨げない。ただし、委嘱発令は年度更新とする。		
(4)	分限	嘱託		
(5)	業務	本学の発展に特に重要な教育，研究，診療分野を担当する。 ※教授会の構成員とはならない。（必要に応じ陪席として発言は可） 学長，学部長，病院長等の要請により，各種の委員会に参画することができる。		
(6)	勤務日等	勤務割表による。（週当たり 38.75h） 月～金曜日 8時30分～17時15分 休憩時間 12時00分～13時00分		
	休日	土曜日，日曜日，祝休日，年末年始（12月29日～1月3日）		
	休暇	正職員に準ずる。		
	旅費・研究費	正職員に準ずる。		
	給与	本給	別に定める。	
		諸手当	正職員に準じ，教員の手当も支給	
		賞与	年間2.2月（夏季1.0月 年末1.2月）（本給，地域手当，扶養手当）	
退職金	なし			
その他	私学共済（年金・健保），雇用保険，労災保険及び厚生会加入			

## 2 非常勤による雇用の場合

上記(1)から(6)までのうち，(1)及び(6)については次のとおりとし，その他の項目については常勤の場合と同様とする。

(1)	職名については，「教育」，「研究」又は「診療」等の業務分野のうち，当該特命教授又は特務教授が担当する業務分野に応じて，「特命」又は「特務」の後に当該分野の名称を付す。
(6)	勤務・給与等については，その都度理事長が定める。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

この裁定は，令和2年4月1日から施行する。

## 本学で開催されたFD（ファカルティ・ディベロップメント）

	日時	テーマ	方法	参加者数
2018年度	4月13日	若手教員教育セミナー 「本学部の看護学教育課程の構造と特徴」 「授業展開の方法と特徴」	講義	22名
	4月27日	若手教員教育セミナー 「学習者の理解」 「実際の授業計画と評価」	講義	20名
	7月17日	「学習成果の評価の方針（アセスメントポリシー）」及び 「シラバス作成要領について」	講義	44名
	8月9日	科研費獲得セミナー 「科学研究費獲得に関するノウハウ」 「審査制度と申請支援」	講義	31名
	8月9日	「学生との授業評価結果等の意見交換結果について」	演習	34名
	8月28日	SD・FD合同セミナー 「メンタル面での障害を持った学生に対する支援体制」	講義・演習	31名
	9月6日	新任・若手教員教育セミナー 「振り返り報告会」	報告	21名
	9月6日	授業研究プロジェクト 「効果的な教育方法についての理解を深め、授業改善について検討する」	演習	26名
	2月18日	授業研究プロジェクト 「プロジェクト成果の報告会」	報告	18名
	2月18日	学部教育セミナー 「FDマップの作成と活用」	講義	30名
2019年度	4月12日	新任・若手教員教育セミナー 「本学部の看護学教育課程の構造と特徴」 「授業展開の方法と特徴」	講義	15名
	4月24日	新任・若手教員教育セミナー 「学習者の理解」 「実際の授業設計と評価」	講義	12名
	7月16日	「シラバス作成要領について」 「授業評価アンケート結果をもとにした学生との懇談結果について」	講義・演習	40名

	8月8日	科研費獲得セミナー 「科学研究費獲得に関する体験談等」 「申請支援等」	講義	21名
	9月5日	若手教員教育セミナー 「振り返り報告会」	報告	20名
	9月5日	授業研究プロジェクト 「質の高い効果的な教育実践を行うための教育力の向上をはかる。」 「活発な研究活動を推進するための研究能力の向上をはかる」	演習	16名
	9月11日	SD・FD合同セミナー 「データの可視化から考える授業改善」 「大学のカリキュラムの編成」	講義・演習	34名
	2月25日	授業研究プロジェクト 「プロジェクト成果の報告会」	報告	21名
2020年度	6月16日	若手教員教育セミナー 「本学部の看護学教育課程の構造と特徴」	講義 (Web)	16名
	7月6日	若手教員教育セミナー 「初任者・若手教員が授業づくりをする上での不安を緩和し、自信をもって授業を行うことができるための支援を行う。」	講義 (Web)	7名
	8月11日	科研費獲得セミナー 「科学研究費獲得に関する体験談等」 「申請支援等」	講義 (Web)	30名
	9月15日	「コロナ禍の新入生の学修支援について」	演習 (Web)	37名
	12月23日	新任者教員セミナー 「授業設計と授業実施を振り返り」	ディスカッション (Web)	16名
	3月1日	学部教育セミナー 「withコロナからpostコロナへ教育をつなぐ：ICTを活用した授業設計」	講義・演習 (Web)	36名
	3月10日	認知症サポーター養成講座	講義・演習	30名
	3月12日	授業改善報告会 「プロジェクト成果の報告会」	報告 (Web)	18名
2021年度	4月21日	新任・若手教員教育セミナー 「本学部の看護学教育課程の構造と特徴」	講義 (Web)	16名

		「新しく看護系大学の教員になられた皆さんに知っておいてほしいこと」 「これから授業を行うにあたっての心構えについて」		
	7月20日	「FDマザーマップの意義及び活用方法説明会」	講義 (Web)	39名
	8月10日	科研費獲得セミナー 「科研費獲得Step by Step」 「申請支援等」	講義	15名
	9月9日	若手教員教育セミナー 「振り返り報告会」	報告	16名
	9月9日	授業改善報告会	報告	16名
	10月19日	看護学部教員とクラス委員との懇談会について	報告	35名
	2月18日	認知症サポーター養成講座	講義・ 演習	10名
	2月24日	学部教育セミナー 「発達障害やメンタル面に課題を抱えた学生に対する支援」	講義・ 演習 (Web)	36名
	3月3日	実習FDセミナー(実習協議会)	報告	42名
	3月4日	FDマザーマップ導入準備のための報告会まとめ	報告 (Web)	34名
	3月8日	授業改善プロジェクト報告会	報告	21名
2022年度	4月22日	新任・若手教員教育セミナー	講義 (Web)	8名
	4月25日	新任・若手教員教育セミナー 指定規則の改定・本学部の新カリを 授業設計にどう連結するか -私たちの Solution を考える-	講義 (Web)	16名
	8月9日	科研費獲得セミナー 「私が教わった7つのこと」	講義	17名
	8月15日	FD実習セミナー 「学生の実践能力を高めるための指導～ 習得した知識・技術の活用能力を高める ために～」	講義 (Web)	31名
	9月20日	FD実習セミナー報告会	Web	40名
	1月30日	授業改善プロジェクト報告会	報告	14名

	2月24日	学部FDセミナー 「2022年度カリキュラム改正をふまえた 学部生への教育」	講義	32名
2023年度	4月24日	若手教員教育セミナー 本学部の看護学教育課程の構造と特徴 新しく看護系大学の教員になられた皆さん に知っておいてほしいこと	講義	12名
	5月1日	第2回新任・若手教員セミナー 本学部のカリキュラムと領域の授業設 計との関連を考えてみよう	講義	13名
	8月22日	第3回新任・若手教員セミナー 授業案についてのディスカッション	演習	16名
	8月22日	FD実習セミナー 実習指導者と教員の連携 ～実習中の 日々の連携について考える～	演習	38名
	9月19日	FD実習セミナー報告会	報告 (Web)	36名
	9月19日	教員からのカリキュラム評価アンケー ト結果に基づくディスカッション	演習 (Web)	27名
	2月26日	学部FDセミナー 実習記録の電子システムの活用(仮)	講義	-